

第 6 回
浜坂町・温泉町
合併協議会会議録

平成 16 年 3 月 17 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第6回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成16年3月17日(水) 午後1時30分～午後5時20分

場 所 温泉町夢ホール

出席者

協議会委員(計20名)

| 浜坂町 | 浜坂町 | 温泉町 | 温泉町 |
|------|------|------|-------|
| 中村政行 | 木谷重幸 | 馬場雅人 | 朝野美喜代 |
| 丸山諄二 | 熊本恭乃 | 松元襄司 | 岡田衆二 |
| 小林俊之 | 中井登 | 田中要 | 田中董 |
| 田中満穂 | 中田雄久 | 西脇明 | 中井祥三 |
| 田村昭 | 西垣晋輔 | 西村公子 | 中井功 |

幹事会(計6名)

| 浜坂町 | 温泉町 |
|------|------|
| 脇本松夫 | 北村繁行 |
| 岡村克巳 | 竹中洋二 |
| 島田信夫 | 谷口賢人 |

専門部会(計4名)

| 浜坂町 | 温泉町 |
|---------------------|----------------------|
| 小西清司 (健康福祉部会部会長) | 井上慶子 (健康福祉部会副部会長) |
| 山崎正男 (上下水道部会部会長) | 松森亘 (上下水道部会副部会長) |

事務局(計7名)

| | |
|------|-------|
| 阪本晴良 | 宮脇美智子 |
| 西村大介 | 仲村祐子 |
| 西村徹 | 川崎晴人 |
| 太田洋二 | |

欠席者

なし

第6回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成16年3月17日（水）

13：30～

場 所：温泉町夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第15号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

報告第16号 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について

(2) 協議事項

協議第25号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第26号 公共的団体等の取扱いについて

協議第27号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第28号 慣行の取扱い（その2）について

協議第29号 福祉関係事務事業の取扱い（その1）について

協議第30号 水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について

協議第31号 新町建設計画（その4）について

協議第11号（継続） 新町の名称について

5 その他

(1) 第7回協議会の開催について

日 時 平成16年4月21日（水）13：00～

場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

協議事項

- ・新町建設計画（その5）について
- ・事務組織及び機構の取扱いについて

6 閉 会

阪本事務局長 定刻となりました。ただ今から、第6回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

松元議長、よろしくお願いいたします。

松元議長 どうも委員の皆さん、それから、今日は東田県民局長さんにはお忙しいところ御苦労さまでございます。この協議会も佳境に入ってまいっております。また御指導方よろしくお願いいたしますと思います。

皆さんには、日々重ねてまいりましてここまで大分参ってまいりました。天候の方は日々、三寒四温と申しましょうか、だんだん暖かく、寒さを繰り返しながらも暖かくなってきておるようでございます。今日は非常に暖かい日差しとなっておりますが、各地で協議会、終了して合併の協定ができたというような町も聞こえたり、それからまた西の方では何かいろいろな話が出てきたりしておりますが、当協議会もこれから佳境に入っていきこうと思っております。皆さんの協議の程をよろしくお願いいたしますところと思っております。本日もまた皆さんの活発な御意見を交わしていただきまして、協議の進行をよろしくお願いいたしますと思います。

会長、あいさつどうぞ。

中村会長 皆さん、こんにちは。第6回の浜坂町・温泉町合併協議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日から彼岸の入りであります。強い南風が吹いておりますが、暖かい春本番の陽気となりました。両町ともに3月定例議会の会期中であります。本協議会のお願いを申し上げましたところ、全員おそろいで御出席をいただき、本協議会が開催できますことを感謝とお礼を申し上げます。

なお、顧問であります丸上県議さん、東田県民局長さんにも大変御繁忙の中、本日は御出席を賜りました。衷心より感謝とお礼を申し上げます。どうかよろしく御指導を賜りたいと思います。

さて、両町の議員さんは御承知であります。4月1日、合併による養父市の発足に伴う規約の変更等の議案が数件提案され、同文議決がされたところであります。但馬県民局管内でも合併の第1号のスタートということでもあります。当2町合併協議会におきましても期間が1年を切りました。今後、精力的な協議や進行が課せられております。そして何としても課題をクリアして成達は必至であるというふうに思っております。本日もどうかよろしくお願いいたします。

本日、上程申し上げます議案としましては、報告案件が2件、また協議議案が8件、計10件の上程を申し上げます。どうかよろしくお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

松元議長 ありがとうございます。

それでは、ここで顧問に御就任いただきまして初の出席でございます東田県民局長さんの御出席をいただきました。その局長さんの自己紹介とご挨拶をここでお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

東田顧問 ただいま御紹介いただきました但馬県民局長の東田でございます。先程、会長さんのお話にもございましたように浜坂町・温泉町の合併協議会、いよいよ佳境に入ってきて、何としても成就をさせたいという力強いご挨拶でございました。私も、この両町の協議会の顧問を仰せつかっておりますので、両町におかれましては、もうあと期限としては1年ぐらいになっておりますので、どうか精力的な御審議をいただきまして、合併が順調に推移いたしますことを心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうも、これからよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

松元議長 ありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから第6回浜坂町・温泉町合併協議会を開会いたします。

会議の成立について事務局から報告をお願いいたします。

阪本事務局長 では、報告申し上げます。合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することになりますが、本日の出席は全員20名でございます。会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、顧問の東田県民局長、丸上県会議員にもお忙しい中、御出席をいただいております。以上でございます。

松元議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名させていただきます。

会議録署名委員は、浜坂町、中井登委員、温泉町、田中董委員、お願いいたします。

では、議事に入ります。

本日の報告事項の提案をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 報告事項の提案を申し上げます。報告第15号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。報告第16号、浜坂町・温泉町合

併協議会事務局規程の一部改正について。以上2点の御報告の提案を申し上げます。

内容につきましては、後ほど事務局長に説明させますので、御審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

松元議長 それでは、報告第15号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。事務局長。

阪本事務局長 1ページをお願いいたします。報告第15号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成16年3月17日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

内容につきましては2ページでございますけども、合併により発生する住民サービスの格差を解消するため、また均衡ある住民サービスを提供するため平成16年度に2町の庁舎間と、あわせて町の公共施設や学校などを結ぶネットワークを構築するため総務省の補助を受けて地域イントラネット基盤施設整備事業を計画しております。この事業は、浜坂町が代表町となり契約等を進めていただきますが、業務内容の調査やその整理、また管理などの実務を合併協議会事務局が担当することになりました。事業内容で、浜坂町の施行部分が多くを占めるということで、浜坂町から1名の増員をいただきました。

協議書の内容につきましては、別表6で変更前は4係であったものを、変更後は電算・情報係長を2つに分けて電算係長と情報通信係長を置きました。

めくっていただきまして、別表7でございますけども、変更前の6人体制を、変更後は電算係長に宮脇係長を充て、電算システムの統合の担当といたしました。新設する情報通信係長に仲村係長を充てて地域情報化の担当といたしております。7人体制で合併に向けた業務を進めていくという内容の変更であります。

変更協議書につきましては、平成16年3月5日付で浜坂、温泉両町長の調印をいただいております。以上、御報告を申し上げます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入りたいと思います。報告第15号についての質問のある方は挙手でお願いいた

します。なお、発言される方は、町名、氏名を名乗っていただきますようお願いいたします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、報告第15号は、御承認いただいたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、報告第16号、浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 4ページをお願いいたします。報告第16号、浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について報告する。平成16年3月17日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について。浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程を別紙のとおり一部改正したので報告する。

めくっていただきまして、5ページでございます。事務局規程の別表中、改正前は電算・情報係で2つの事務を担当していましたが、改正後は電算係と情報通信係の2つに分けて進めていくように改めております。附則として、平成16年3月5日から施行しております。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。報告第16号について質問のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようですので、報告第16号は、御承認いただいたものとして決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしと認め、原案どおり承認いただきました。

続きまして、協議事項に入ります。

協議事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 協議事項の提案説明を申し上げます。

協議第25号、使用料、手数料等の取扱いについて。協議第26号、公共的団体等の取扱いについて。協議第27号、補助金、交付金等の取扱いについて。協議第28号、慣行の取扱い(その2)について。協議第29号、福祉関係事務事業の取扱い(その1)について。協議第30号、水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について。協議第31号、新町建設計画(その4)について。協議第11号、継続であります新町の名称について。以上の8件の御提案を申し上げております。後ほど事務局長に朗読、説明をさせますので、御審議の方、よろしく願いを申し上げます。以上です。

松元議長 では、協議第25号、使用料、手数料等の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 6ページをお願いいたします。協議第25号、使用料、手数料等の取扱いについて。使用料、手数料等の取扱いについて提出する。平成16年3月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は15でございます。使用料、手数料等の取扱いについて。調整方針として1点目は、施設の使用料については、その施設の内容、建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、同一または類似する施設については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から統一する方向で調整する。2点目に、手数料については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から統一する方向で調整する。

7ページをお願いいたします。1点目の課題、問題点ですが、地方公共団体は、地方自治法第225条で行政財産及び公の施設の利用につき使用料を徴収することができます。また227条には、特定の者のためにする事務については手数料を徴収することができることになっております。これら使用料、手数料については、自治法第228条の規定により条例で定めなければならないため合併までに調整しておかなければなりません。調整方法として、使用者、受益者と一般住民との負担公平の原則及び住民の一体性の確保の観点から、現行料金の見直しを図り、行政経費を勘案しながら適正な料金となるよう調整することが基本になります。施設の使用料につきましては、その施設の内容、建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐことが適当であると思われます。ただし、同一の施設や類似する施設につきましては、負担公平の原則及び住民の一体性の確保の観点から統一する方向で調整することが

適当であると思われます。手数料については、負担公平の原則及び住民の一体性の確保から統一する方向で調整することが適当であると思われます。なお、個々の手数料、使用料に係る調整方針につきましては、該当する事務事業の協定項目において調整することにしたしております。

2点目の調整方針については、先ほどと同一でありますので省略させていただきます。

次の3点目の事務事業の現況比較の表でございます。上段が使用料、中ほどから下の段が手数料を掲げております。使用料につきましては、浜坂、温泉両町とも24件ずつでございます。手数料は、浜坂町が20件、温泉町が18件となっております。内容につきましては御清覧賜りたいと思います。

9ページをお願いいたします。参考資料1として、使用料の意義、次に手数料の意義、その次から関係する地方自治法の抜粋したものを掲げております。次の10ページには、使用料、手数料の取り扱いに係る先進事例を掲げております。それぞれ御清覧いただけたらというふうに思います。以上でございます。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議25号について質問のある方ありますか。

田中委員。

田中(要)委員 温泉町の田中要です。後で説明があると思いますが、27号の補助金、交付金にも関わることでありますが、基本的な部分としては、ただ今、提案された考え方というのはわかるわけではありますが、次回から、個々具体的な方向が出てくると思うんですが、とりわけ合併に対する物の考え方の説明の中で、当初、基本的にはサービスは高く、負担は低くという考え方の中で両町とも各地域で説明されてこられた。このことを基本とするなら、今後より具体的に数字が出されてくるとするなら、この考え方を尊重していただかなければならないというふうに思います。

また、費用対効果の問題も含めていろいろと考えられるわけではありますが、原価主義の導入というような極端な物の考え方というのは、行政の使用料、手数料についてはなかなかなじまないではないかという考えを持っておりますので、是非、この辺のところも勘案していただきながら調整をしていただけたらというふうに思います。

松元議長 答弁は、幹事よりお願いいたします。

脇本幹事長 基本的には、今、おっしゃっていただきましたようにサービスは高く、負担は低くということの基本にしておりますけれども、第2回するときにもお示ししてありま

すように、事務の調整方針としての6つの項目を掲げておりますけれども、そういうことを基本にしながら、またそうはいいながら、これから財政計画、新町の建設計画を立てるわけですが、その財政計画との関連の中で総合的に判断をしていかななくてはならないという認識であります。先程から言われておる費用対効果等につきましても、それぞれのまた事務の段階で調整等がなされると思っておりますけれども、基本的には従来から言っております6つの調整方針に基づいて調整をしていく。住民にとっては夢のあるやっぱり町づくりということを基本に据えなくてはならないと考えておりますので、それだけの努力も幹事会等では調整をしていきたいと、このように考えております。

松元議長 ほか質疑ありませんか。

岡田委員。

岡田委員 一般的な考え方につきましては十分理解するものでありますけれども、1点ちょっと今の時点で、もしおわかりでしたらお教え願いたいなというのが、ここに掲げてあります、「ただし、同一又は類似する施設については」と、こういう表現があるわけですが、今現在でどういうものが、その類似する施設として洗い出しなりをされておるか、もしそのようなことがおわかりでしたら、ちょっとお教えいただきたいと思うわけですが。

松元議長 答弁お願いいたします。

局長。

阪本事務局長 今、類似するというのは、建設関係では道路使用料の関係がそうですし、学校教育関係の小学校、中学校の使用料の部分が同一施設なり同一のものになるというふうな今の段階では考えております。まだ、これから先、個々にわたってはそういうものが出てくるかもわからないのですが、今の段階ではそういうことでございます。以上でございます。

松元議長 ほかありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは質疑ないようですので、協議第25号は、御確認いただいたものとして決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように原案どおり御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第26号、公共団体等の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事

務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 11ページをお願いいたします。協議第26号、公共的団体等の取扱いについて。公共的団体等の取扱いについて提出する。平成16年3月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は16でございます。公共的団体等の取扱いについて。公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。(1)でございます。2町に共通する団体または共通の目的を持った団体については、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。(2)でございます。独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。

12ページをお願いいたします。1点目の課題、問題点でございますけども、合併特例法第16条第7項の規定では、合併に際し地域内の公共的団体等は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講じるよう定められております。また同条第8項におきまして、いつまでも合併関係市町村の単位で各種の公共的団体等が存続することは、合併する市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、合併に際しては、その区域内の公共的団体等は統合を図るように努めなければならないとされております。2町では、共通の団体や同じ目的を持った団体がほとんどでありますので、新町の一体性の確保の面から統合や再編に向け調整に努めることが適当であると思われます。

また、政策的や地域の特殊性による独自の団体については、設立経緯とか活動内容等を配慮し、新町において均衡を保てるよう整備することが適当であると思われます。なお、団体の事情等により統合、再編が困難な場合は、合併後、計画的に統合に向けた調整を進めることが必要であると思われます。国や県などの指導に基づき設置されました団体は、関係機関の助言、指導をもとに、そのあり方について協議していくこととなります。例えば商工会法第7条では、商工会は1つの町村の区域とすることが原則であります。合併が行われた場合には速やかに統合することが望ましいとしながらも、第8条では、その地域の商工業の実情等を考慮するならば直ちに統合ということにはなりません。合併後の速やかな統合に向けて協議を続ける必要があります。また、社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で、その区域内で社会福祉事業や更正保護事業を営む者の半数が参加するも

のでなければならないとされているため、速やかな合併に向け協議を続けていく必要があります。なお、昭和60年4月以降に合併した市町村のすべての社会福祉協議会が統合されており、

次のページの別表に掲げてあります公共的団体及びその他公共的団体等に係りますそれぞれの団体の調整方針につきましては、該当する事務事業の協定項目において調整することにしてあります。

2の調整方針については、先ほどと同じでございます。

13ページをお願いいたします。公共的団体の現況比較表でございますが、ここには、それぞれの部門ごとの代表的なものを掲げてありますが、これらの団体は右のページの地方自治法抜粋の第157条で、普通地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督できるとありますが、これを基本に2町の区域内の活動や運営を行っている団体を掲載しております。しかしながら、これがすべての団体ではないとは考えております。内容につきましては御清覧いただきたいというふうに思います。

14ページから関係法令を掲げております。

15ページには、消防組織法まで抜粋したものを掲げております。御清覧いただきたいというふうに思います。

16ページには、先進事例を4件掲げております。御清覧いただきたいというふうに思います。以上で説明を終わります。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議第26号について質問のある方はお願いいたします。

西村委員。

西村委員 座ったままで済みません、温泉町の西村でございます。ただいまの公共的団体等の取り扱いについてということで、このことについては合併時に統合できるように調整に努めるというふうなことがあります、その下に、時間を要する団体についてはというふうなことが明記してありますけれども、例えばどういうふうな団体をもってこれを明記しておられるか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 今のところ、ここに掲げてあります団体の中で時間を要すると考えられますのは、商工会が真っ先に上げられると思います。あとの団体につきましては、それぞれ、今後、事務調整の中でどういう方向になるか協議を進めていきたいというふうに思っ

ております。以上でございます。

松元議長 ほかございませんか。

岡田委員。

岡田委員 ここでの各種公共的団体の取り扱いそのものは重要なことであると思うんですけれども、よく見てみますと、ここに掲げてあります団体と申しますものは、やはり町の活力というふうなものが第一に醸成されるか、またどうかというふうなことが非常に大きく左右する団体ではないだろうかというふうに思います。浜坂町におかれましても温泉町におきましても従前から消防団の取り扱いと、こういうふうなものについては大きく改革をされてきた経過っていうのは皆さん御承知のとおりだと思います。地域におきまして、このような改革の中で実は、その地域の活力というふうなものがやはり消防団組織の改革によって、相当、減退してきておるといふような現状が見受けられるところもあると思います。それは決して組織だけの問題でなくして、高齢化比率等の問題で活動がしづらい関係も当然あるとは思いますが、組織の再編によって、やはり、その辺が減退してきておるといふような実態もあると思いますので、ここに掲げておりますような中であって、その組織の実情等をといたしながら、行政主導の中でも物の考え方を、その辺を一考しながら、やはり、ただ組織に任せるといふことでなくして、その辺の考え方というものを幹事会等におきましても方向性の中に、今の現状がどうであるかというふうなことを踏まえてお考えいただくよう要望をしておきたいと申します。

松元議長 幹事、お願いいたします。

脇本幹事長 今、御意見いただきましたように、その方向で幹事会等でも、きちっと機能調整をしてみたいと思います。

松元議長 町長、お願いします。温泉町長。

馬場副会長 ちょっと関連なんですけど、実は消防団、非常備消防について、これ以上組織の改編をやると、それを契機に退団の意向を示される方があるというふうな実情もあるようであります。したがって、今の専門部会での一つの方向性としましては、これは決して自衛隊を見習うわけではないわけでありまして、方面隊というふうな形で浜坂方面隊、温泉方面隊という認識を持って今の組織を守っていくべきではなかるうかというふうな議論を、それぞれ分団長の皆さん方に議論をいただいている状況のようであります。

松元議長 ほかありますか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 質疑ないようです。

協議第26号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしの声をお聞きしております。原案どおり確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第27号、補助金、交付金等の取扱いについてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 17ページをお願いいたします。協議第27号、補助金、交付金等の取扱いについて。補助金、交付金等の取扱いについて提出する。平成16年3月17日提出。
浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は17番でございます。補助金、交付金等の取扱いについて。補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から次のように調整する。1点目は、同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。2点目に、独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。3点目は、整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

18ページをお願いいたします。1点目の課題、問題点でございますが、地方自治体は、各種の団体等に対して趣旨や目的に応じて補助金を交付し、財政的支援を行っております。合併に伴いましては、補助制度の内容と新町の振興策との関わり、あるいは新町の財政状況など実情把握を十分行い、調整を図る必要があります。特に新町の財政運営上、その機能、効果等が、公益上、十分発揮されているか検証を行い、補助金が公正かつ効率的に活用されるよう整理統合することが適当であると思われま。

具体的には、その事業の目的や効果等を勘案し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、まず1点目に、行政の総合性を確保するため、同種類の補助金等については、関係団体等の理解を協力を得て統合を図るとともに各種施策の効率化を図ること。2点目に、政策的な補助及びその地域の特殊性に係る独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、その目的、条件等を明確にした上、新町において公平性の観点から均衡を保つよう調整する。3点目として、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、整理統合できる補助金等については統合または廃止する。このように調整することが適当である

と思われます。個々の補助金、交付金等に係る調整方針については、該当する事務事業の協定項目において調整することにいたしております。

2の調整方針は、先程と同じ内容でございます。

次のページをお願いいたします。事務事業の現況比較表を掲げておりますが、19ページから20ページには、事業を行った成果に対する補助、いわゆる事業補助について掲載しております。

21ページには、団体が行う事業と、その運営に対する補助金ということで、おおむねそのように分けて掲載をいたしております。これは15年度予算ベースで予算科目の19節の負担金補助及び交付金の欄にあるものを掲げております。したがって、16年度にはなくなった事業も含んでおりますし、補助事業と思われる事業でも、負担金や委託料などで予算計上されているものは含まれておりません。これらの事業につきましては、先程、申し上げましたように関係の専門部会で調整した後、必要なものについては協議会において、また、それぞれ個々にお諮りしたいと考えております。表の内容につきましては御清覧賜りたいと思います。

次に、22ページをお願いいたします。ここには関係法令等で、最初に補助の意義、後段に地方自治法の抜粋を掲載しております。御清覧いただきたいと思います。

また、次の23ページには、先進事例を5件掲げておりますので、これも御清覧賜りたいというふうに思います。以上で説明を終わります。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議第27号について御質問のある方は挙手をお願いいたします。質疑ありませんか。

西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。今回の合併は、財政的に厳しくて交付税が激減し、今年度の予算も、温泉、浜坂とも厳しい予算編成がされとるわけですが、合併の一番大きな目的は行政の棚卸しであるとも言われております。私は、この補助金、交付金の取り扱いについて簡単に、予算がないし厳しいからといって短絡的な見直しのようなやり方することは、大きく問題があると思います。ここに入るまでに、むしろ行政の、今、行っとるいろいろな問題をどこまで合理化できるのか、この辺を抜きにして簡単に予算が組めないから補助金は一律何パーカットだとか、そういう論議が先に立ちがちであると。それがとりもなおさず、こういうことをプラン組むのが行政の担当が当たるわけですから、当然、そう

いうふうに目が向きがちになるというふうに私は考えるわけです。そういう意味から、十分、こういう補助金、交付金についても検討を加えていただいて、むしろ根幹をなしておる行政の財政において、どこが合併において合理化できるのか、この辺にメスを入れていただくことをお願いして意見といたします。

松元議長 幹事より答弁をお願いいたします。

脇本幹事長 今の御意見はもっともでして、我々も調整方針の、先ほど冒頭にも言いましたように6つの調整方針の中でも、当然、財政を抜きにはできませんので、財政を念頭に置きながら行政の合理化できる部分は、自らの合理化をした上で、住民サービスを低下させない、そういう方針で調整をしたいと思っております。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 現況の比較表ということですので、それぞれ見させていただく中で、実際、浜坂と温泉の現行でのそれぞれの補助金なり委託料なりというふうな形で事業を実施されておるにも関わらず、どうもこれで見ると非常に見づらい状況の仕分けになっておるんじゃないかなというふうに感ずる点があります。一例を申し上げますならば、温泉町において言いますなれば福祉タクシーの助成金というのが、当然、あるわけですが、その辺がどういう考え方で、どこに整理されるんかなというふうなことを感ずりますし、それから同じイベントの中にあっても、恐らく、温泉町は委託料か何かで組んでおるからという意味でしょうが、但馬牛まつりでありましたり、かくれんぼ大会、このようなものがどこに所属するかというふうなことは別として、やはり、浜坂町においては麒麟獅子マラソンの実行委員会というふうなところに、そういうふうに整理されておる中身もあります。やっぱり、今一度、これから特に交流人、そういうふうなことも踏まえて事業等を継続していかなきゃならないという面もあると思いますし、この辺の整理の仕方というのを何かわかりやすい形にお願いできんかなというふうに感ずるところであります。

それから、19ページに掲げてあります衛生費の欄においても、やっぱり浜坂においては、ふれあい資源ごみ集団回収運動奨励金というふうなことで掲げてあるわけですが、温泉町の方では、生ごみ処理機の助成金というふうな形で経理されております。これが21ページに行くと資源ゴミ回収団体補助金というふうなことで、同種類のものは同じところで仕分けをしていただくことがわかりやすいし、やはりそういうふうにしないと私どもが比較する上において、ものを考える上においても、ちょっとわかりづらいなというふうに感ずるので、やはり同種のものは同じところで対比できるような形でひとつ整理し

たものを、今一度、お出しただけならなど、かように考えます。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 御指摘の点、整理はさせていただくということで、実は、これ平成15年度の現況で掲げているというふうに思っております。既にこの15年度をもって廃止をしているもの、とりわけ温泉町におきましてですね。さらには時限立法として制定をしているもの等もございますので、この辺の整理も含めまして、より具体的にわかりやすくさせていただきたいというふうに思うものであります。

松元議長 ほかございますか。

田村委員。

田村委員 ちょっと気がついたんですけど、農林水産業のこの補助金で、岸田川漁協の方で温泉町では組合補助金、浜坂の方では事業補助金になっていますけれども、ここなど、ちょっと私の思いと違うように思いますが、どういうことになっておりますか。温泉の方は通常系補助金、うちの方は事業補助金と、こういう分け方になつとると思つとるんですけど。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 この掲載の仕方がちょっとまずいかもしれませんが、温泉町におきましてもサクラマスの里づくりの助成という形でございますので、決して岸田川漁協の経営を補助するという性格のものではないというふうに認識しております。

松元議長 ほかありますか。よろしいですか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、ないようですので、協議第28号の確認に行きたいと思えます。

協議第28号は、御確認いただいたものとして決定してよろしゅうございますか。（「27です」と呼ぶ者あり）27号でございます、申しわけございません。協議27号の御確認いただいたものとして決定いたしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしのようでございます。決定いただきました。

続きまして、協議第28号、慣行の取扱い（その2）についてを議題といたし、会長にかわり事務局に朗読、説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 24ページをお願いいたします。協議第28号、慣行の取扱い（その2）

について。慣行の取扱い(その2)について提出する。平成16年3月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目19、慣行の取扱い(その2)について。慣行的な儀式、式典については、合併までに調整する。

25ページをお願いいたします。1点目の課題、問題点でございますが、現在、慣行的に行っている儀式、式典を比較してみますと、事業内容は同様であっても開催時期が異なるもの、また1町のみで開催しているものなどがあります。これら行事については、事業の趣旨や目的、また、これまでの経緯や実績などを十分勘案し、統廃合及び開催方法について合併までに調整をする必要があります。その歴史や地域性に深く関わり合いのあるものについては引き続き存続するか、もしくは代替策を検討することも必要と思われまます。ここの慣行の取り扱いでは、全体の行事等についての総合的な調整方針を決めていただき、下の別表に掲げてあります行事及び、その他慣行的に行っている行事に係る個々の調整方針については、それぞれの該当する事務事業の協定項目において調整することにいたしております。

2の調整方針は、先ほどと同様でございます。

3点目の儀式、式典に係る現況比較表の件でございますけれども、功労者表彰式は、浜坂町は開催時期が5年ごとの10月1日となっておりますが、温泉町では、毎年11月3日に行っています。追悼式も4月と11月となっておりますし、消防団の出初め式、成人式についても開催時期が異なっておりますので、今後、それぞれの専門部会で調整することにいたしております。以上で説明を終わります。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議28号について御質問のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようですので、協議第28号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 では、そのように原案どおり御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第29号、福祉関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 26ページをお願いいたします。協議第29号、福祉関係事務事業の取扱い(その1)について。福祉関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。平成16年3月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は23-8でございます。各種事務事業の取扱い、福祉関係事務事業の取扱い(その1)について。1点目の障害者福祉事業。(1)でございますが、障害者福祉金については温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で平成17年度から統一する。(2)障害者団体については、平成17年度から統合できるよう調整に努める。補助金については、平成17年度から統一の方向で調整する。

2点目の民生事業。(1)民生委員・児童委員については現行のまま新町に引き継ぐ。補助金については平成17年度から統一する。(2)民生委員推薦会については、合併後速やかに調整する。

3点目の在宅福祉事業。(1)在宅老人介護手当支給事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。(2)軽度生活援助事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。(3)生きがい活動支援通所事業については、委託単価等の見直しを行い、平成17年度から再編する。

27ページをお願いいたします。1点目の課題、問題点ですが、今回は3つの事業を掲げております。まず障害者福祉事業についての1点目、障害者福祉金ですが、この事業は社会保障の理念に基づき、心身に障害のある者もしくはその扶養する者に福祉金を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的として行っております。2町では支給額や対象者、支給方法などが異なっております。また精神障害者が対象となっていないため調整が必要となります。これらの対応策として、制度としては存続し、平成17年度から統一することとし、調整内容としては、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で調整することが適当と思われます。

2点目の障害者団体ですが、身体障害者福祉協会と手をつなぐ育成会の2つの団体があります。身体障害者福祉協会は社協が事務局ですが、手をつなぐ育成会は事務局が異なっております。また補助金についても差があります。対応策としては、組織は平成17年度から統合できるよう調整に努めるとともに、また、補助金についても組織の効率的な運営を勘案し、17年度から統一の方向で調整することが適当と思われます。

次に、民生事業ですが、民生委員・児童委員について掲げております。民生委員・児童

委員は、地域住民の相談役として生活保護等、公共的扶助関係の協力機関として社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉の推進を積極的に行っております。2町とも事務内容が同一であるため調整の必要はありませんので、現行のまま引き継ぐことが適当と思われまます。なお、補助金については、平成17年度から統一することが適当であると思われまます。民生委員を推薦する民生委員推薦会については、合併後速やかに統一し、定数は、民生委員法に規定する7項目から1人もしくは2人を選んで、7人以上14人以下にすることが適当と思われまます。

次に、在宅福祉事業でございます。1点目の在宅老人介護手当支給事業でございますが、在宅老人と、その介護者に介護手当を支給することにより、両者の精神的、経済的負担を軽減する目的で行っております。2町においては支給額、支給方法に差異がありますが、県の補助要綱に基づき浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一することが適当と思われまます。

2点目の軽度生活援助事業です。この事業は、高齢者の家庭にホームヘルパーを派遣して日常生活を営むために必要なサービスを提供することにより、高齢者が健全で安らかな生活ができるよう援助することで、高齢者の自立と社会参加の促進を図る目的の事業でございますが、浜坂町では軽度生活援助事業として行い、温泉町では生活管理指導員派遣事業として同様の事業を行っておりますので、浜坂町の事業名である軽度生活援助事業として統合することが適当であると思われまます。経費面でも利用料や委託単価が異なっているため浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度分から統一することが適当と思われまます。

3点目の生きがい活動支援通所事業ですが、この事業は、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、介護予防及び自立生活の助長を図ることを目的に施設へ通所することにより実施していますが、利用日、実施施設、利用料、委託単価に差異があるため調整が必要となります。対応策としては、現状のまま引き継ぎ、委託単価等の見直しを行った上で平成17年度分から再編することが適当と思われまます。

28ページの調整方針の内容は、先程と同じでございます。

29ページをお願いいたします。事務事業の現況比較表でございますが、まず障害者福祉事業のうち障害者福祉金ですが、1点目の対象者は、温泉町の5番目にある遺児福祉金が温泉町のみとなっております。2の金額の関係では、浜坂町は1万5,000円、温泉町は1万2,000円で3,000円の差があります。3の支給期間及び支給期日ござ

いますが、浜坂町は3月の年1回払い、温泉町は9月・3月の2回払いとなっております。4の障害の程度では、温泉町が障害者手帳の2級と療育手帳のB判定まで対象としております。これらは調整方針で申し上げましたように、温泉町を例にして見直しを行い、精神障害者を加えた形で平成17年度から統一するという方針でございます。これでいきますと、浜坂町は金額が少なくなりますが、制度が広がるということになりますが、このような方向で統一することについての御確認をお願いしたいと思います。

次に、障害者団体補助の障害者福祉協会では、補助金の額が少し違っています。手をつなぐ育成会では、まず事務局が掲載のように異なっている点。それから2点目に、補助金の作業所分が浜坂町には約400万程度ありますが、温泉町には社会福祉協議会の方に補助しておりまして社協の事業として行っておりますので、ここには掲載はしておりません。

次に、30ページでございます。民生事業の民生委員、児童委員でございますが、法に基づいた基準でそれぞれの町で組織が設置されておりまして、合併を挟んだ任期は、平成16年12月1日から3年後の平成19年11月30日までとなっております。補助金につきましては、ほぼ似通った金額となっております。民生委員推薦会につきましては、2の委員の構成に掲載の7項目から1人ずつ選任されていまして、町ごとに7人で構成されています。会議は必要に応じてということになっておりますので、今年、改選される民生委員を選任すれば次の予定は平成19年となりますので、合併後の必要な時期までに法に基づき統一していきたいというふうに考えております。

次に、31ページをお願いいたします。在宅福祉事業の在宅老人介護手当の支給事業でございますが、支給額が10万円は家族介護手当事業で行い、2万円または家族介護手当事業の支給がない場合は12万円をこの事業で支給するという内容でございます。温泉町では1年未満の場合、介護サービスを受けなかった場合に月額5,000円を支給する制度としております。この事業は浜坂町の例により見直しする予定にしております。

次に、軽度生活援助事業でございますが、事業名が異なっていますが、事業内容については、ほぼ同じ内容でございます。利用料が浜坂町と温泉町では50円の差があります。この事業も浜坂町の例により見直しをする予定にしております。

次に、32ページでございますが、高齢者生きがい活動支援通所事業につきましては、委託先が浜坂町では社協のみでございますが、温泉町では町社協と特養ゆむらにも委託しております。委託単価は、浜坂町は2,000円、温泉町では委託料と利用料合わせて4,000円となりますが、温泉町の事業の中にはそれぞれの方の送迎が含まれた金額となっ

ております。この事業は、今後、調整が必要だということでございます。どの事業でも同じことが言えると思いますが、単価や制度など最終決定は、首長や議会での決定が必要であることは御存じのとおりであると思います。この協議会では、それぞれの課題について調整方針をお示しさせていただきましたので、その方向で調整や検討をすることについて御確認をいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

33、34ページには、関係法令を記載しております。御清覧いただきたいというふうに思います。以上で説明を終わります。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

田中委員。

田中（要）委員 温泉町の田中要ですが、それぞれ事業によって浜坂町に類する、あるいは温泉町に類するということがあるんですが、やはり、一番こういう事業は両町で折半というふうな話にはならんと思うんですけども、とりわけ対象者に対して現状を下げないという部分の中で考えた場合、両町で温泉町の例による、浜坂町の例による、今後、調整していくという考え方が専門部会の方で出ておるわけですけども、対象者から見れば、金額が少なくなれば残念だと思い、幅が広がれば、ああよかったなと思い、それぞれ痛み分けという部分ということで、こういう問題はなかなかとらえにくいんですが、その辺の考え方はいかがですか。

松元議長 じゃあ、幹事長よりお願いいたします。

脇本幹事長 当初、皆さんにも御説明をいたしましたように事務の調整の項目が1,000からの項目があるわけですけども、それらについては、それぞれの専門部会で協議をいただいております。そうはいいながら、やはり最終的には、この間も幹事会で話しておるわけですけども、新町の建設計画の中で財政計画が、ほぼ、でき上がってみなくては、やっぱり最終的な確定というようなことにはなりにくい面でありまして、先程、事務局長が言いましたように、ここでは一定の方向づけを協議をいただくと。最終的には、やっぱり新町になりましてからの議会なり、また首長の考え方で最終的な政策の方向づけができるというように確認をさせていただいておりますので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

松元議長 田中委員、どうぞ。

田中（要）委員 幹事長の方から竹で割ったような教科書どおりのことを言われるわけ

ですけれども、現実問題、調整方針の基本となる今、その1が提出されて、個々具体的なものについては次回だと言いつつも、既に浜坂町の例による、温泉町の例によるということになってくると、これがそのまま移行してくるわけです。そうなってきますと、それぞれ当該する対象者においては、なぜかなというクエスチョンマークがつくわけだ。ただ、残念ながら私の方には、浜坂町の受ける対象者のそういう方々との対話ありませんし、個々具体的にお話ししたことがありませんから、その方々の気持ちというのはわかりませんが、幅が広がるから、あるいは金額が上がるからというようなことの中で対応をしていっていいものかなという感じがするわけです。どこかで調整していかなければなりませんけども、もう既に温泉町の例によると、浜坂町の例によるとというようなことで、もう、今回、これは決まってしまうわけですから、ここに記載されている部分については。ですから、その辺のところをもう少し砕いて言っていただけませんか、ただ単に、これは数字合わせですよという感じしか見えないわけです。やはり、行政としてサービスをする上で、こうなるんですよというようなことを言っていただかんと、我々としても、なかなか目に見えてこないということがありますから、その辺のところをお答え願いたいと思います。

松元議長 馬場副会長。

馬場副会長 御指摘の点はよくわかるわけでありまして、特にこの福祉事業については、俗に言われます上乘せ、横出しというのが、それぞれの町の特色となっている側面もあるわけです。その中で、これを調整の段階で上乘せ、横出しをばっさりやってしまうという観点ではなくて、必要最小限のカットで済むもの、さらには、それ以外に幅が広がってしまうものという、その観点到専門部会では重きを置いておりますので、これは具体的に比較いただきますと、極端にああ、これは物すごくシステム、制度そのものが変わったなあというふうな受けとめ方になるものは恐らく顕著にないのではないかとこのように思いますので、今の御意見も当然に専門部会の中で踏まえて、現実、その対象者となっておられる皆さんの極端な不利益にならないような調整を図らせていただくということで、御理解を賜りたいと思っております。

松元議長 田中委員。

田中(要)委員 そうしますと、制度的には温泉町に類する、あるいは浜坂町に類するということになるんですが、金額的な部分については、合併後、速やかにやるというようなことになるんですか、そういうふう聞こえたんですけども。

松元議長 専門部会が今日は出ておりますので、専門部会の方で答弁をお願いしたいと

思います。

小西健康福祉部会長 失礼します。福祉専門部会の方の部会長をしております浜坂町の小西といいます。今の田中委員さんの意見でございますが、福祉関係につきましては、基本的には馬場町長が申しあげましたように、単独での横出しでありますとか上乘せ等々につきまして、今回、合併を機にどの程度負担等をお願いできるのかと、それから制度の見直しをできるのかというようなことを観点に専門部会の事務調整をいたしました。特に今おっしゃられております例えば福祉手当等につきましては、県の補助事業をもとに実施いたしておりますので、県の補助基準を基本として調整をする一方、範囲等につきましては、既に昨年度から精神障害者福祉等が市町の業務としておりておると。それらについては障害者1、2級及び療育判定A判定等の区分の中でも対象になっているのに、なっていないという新たな制度の部分も見直しながら、全体的にその事業の目的が達成できるような形での調整を図っていく。それから既にある金額等につきましては、やはりこの合併を機に一定の福祉のレベルを確保しながら、財政面等にも考慮しながら調整を図っていくというような考え方で整理をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松元議長 特にここというところがあれば質問していただいて結構ですが。いいですか。ほかに質疑ありませんか。

中井委員。

中井(祥)委員 温泉町の中井です。田中委員が言いにくそうにしているんで。私ども、今の質問と答弁の中ですっきり聞けない部分があるわけですね。だから温泉町の方式に変えていくんだと、その方式としてはわかるわけなんですけど、その中に金額もすべてそれに準じるんだというように最初の説明では聞こえたわけなんです。しかし、後の説明では、何かその金額の面については、考え方としては一応ここに掲載しているような方法でやるんだけど、金額については何かそれまでに調整するんだと。何かどちらがどうなのかなという、その辺のすっきりした説明がいただきたいんじゃないですか。

松元議長 幹事長、お願ひします。

脇本幹事長 皆さんのお手元に事務の現況を調査、比較表を出しておりますので、基本的には温泉町の例によるとか浜坂町の例によるとかということについては、金額等の件につきましても、一応、それを基本にするというように、今、とりあえず御理解をいただひて、皆さん方の調整方針の考え方が妥当かどうかというような御判断をお願ひしたいと思ひます。

松元議長 ほかありますか。

田中委員。

田中（要）委員 わかりが悪いと言われておりますから、もう一遍聞きますが、田中要です。やはりサービスという部分についたら在宅老人介護手当の支給なんかでも、温泉町は5,000円出していると、というのはかからなかった方ですね。だから、そうなるべくと、やはり次回からはもらえないなど、はっきり言ったらそういう考え方が多く占めてくるということになるんです、これからは。こういう介護だとか老人だとか障害者だとかということになってきますと。元気な方は、こんなんは言わないわけです。したがって、そういうことを考えてくると、財政計画の中で多少の差異はあったとしても、やはり調整できる部分で現行は許されるとするなら、その部分は含めていくというようなことも考えていきませんか、例によるということによって、そのまま移行するということが本当のサービスにつながったかなという感じがしないという対象者が出たときには困るなというふうに思っていますから、その辺のところだけ気をつけて調整を臨んでいただきたい、このように思います。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 十分そういうことにつきましても配慮をさせていただきます、また専門部会等でも協議をさせていただきます。

松元議長 ほかございませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようでございますので、協議第29号は、御確認いただいたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようでございます。では、そのように原案どおり御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第30号、水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 35ページをお願いいたします。協議第30号、水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について。水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。平成16年3月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は23 - 12でございます。各種事務事業の取扱い、水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について。調整方針は、1点目に、水道料金については、合併後5年を目途に調整する。2点目に、加入金及び設計審査、竣工検査手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。3点目に、開閉栓手数料については、温泉町の例により合併時に統一する。4点目に、水道工事指定店登録に係る手数料については、現行のまま新町に引き継ぐ。

36ページの1点目の課題、問題点でございますが、上下水道事業については、生活に重要な影響のある地方公営企業等として独立採算制を原則としております。事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差異がある場合があります。この事業は、住民生活に極めて密着に関係し、かつ重要なものであるため、合併を行う場合には住民の生活に影響を及ぼさないよう、また負担の公平性及び住民の一体性の確保を勘案する上、調整することが必要となります。水道事業においては水道法第2条の2により、適正かつ効率的な運営に努めること。また料金については第14条第2項により、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正妥当なものであることが求められています。2町合併における具体的な課題、問題点は次のとおりであります。合併後の事業運営に際しては十分な検討を行い、効率的な運用と円滑な統一について計画的に調整することが適当と思われま

す。今回は、水道事業のみの提案でございますが、1点目の料金体系につきましては、と
についてですが、浜坂町の簡易水道はそれぞれの区で管理運営しているため、これに伴って料金も異なっている現状であり、過去の経緯を勘案すると町移管はかなり困難と思われま

すが、平成16年度中に各区長さんと十分御協議を行っていただき、合併時には新町で管理運営することができ、また料金も1つに統一するよう方向性を示すことが適当と思われま

す。なお、上水道との料金の統一についても、合併後5年をめどに調整することが適当であると思われま

す。と でございますが、2町とも昭和50年ころから料金改定を行っていないため、見直す必要があると思われま

す。番でございますが、料金改定は適正な原価、公正妥当なものに照らし、4年から5年のサイクルで見直すなどルール化を図るべきであると思われま

次に、新規加入事務についてでございますが、浜坂町は上水道と簡易水道で分担金に差があるので検討する必要があると思われま

す。また、浜坂町と温泉町では、加入金と設計審査や竣工手数料が異なっているため調整しなければなりません。温泉町の例により合併時に統一することが適当と思われま

3点目に、異動事務についてでございますが、閉開栓の手数料についても2町で内容が異なるため調整の必要があります。これも温泉町の例により合併時に統合することが適当と思われます。

4点目の水道工事指定店についてですが、この事務の手数料は同額であるため現行のまま引き継ぐことが適当であると思ひます。

次の2の調整方針は、先ほどと同一でございます。

37ページをお願いいたします。現況比較表でございますけども、水道料金は掲載のとおりでございますが、温泉町の水道料金には5%の消費税が必要でございます。上水道は浜坂町に1施設、簡易水道は浜坂町が6施設、温泉町は11の施設がございます。

次の加入手続と異動手続を掲載してありますが、これらは、それぞれの金額が異なります。水道工事指定店では、同じ内容となっております。

38ページには、参考資料1として関係法令を掲げております。

また、39ページには先進事例を掲載しております。それぞれ内容につきましては御清覧いただきたいと思ひます。以上で説明を終わります。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。協議第30号について質疑を受け付けます。

田中董委員。

田中(董)委員 温泉の田中であります。私、今日、この資料を見させてもらいまして、今まで確かにしがらみもあつたと思ひんですけど、この簡易水道の料金体系を見まして、実は大変な問題があるんだなということを見させてもらいました。課題、問題点に、さっきも説明されましたように、住民生活に本当に極めて密着な関係をして、負担の公平性及び住民の一体性の確保にということをおられますけど、私は、これは管理者に、是非、ひとつ決意というものをお聞きせねば、いけないというのが、水道事業の料金体系について確かに過去の経緯は勘案すると、町移管にはかなり困難と思ひれますけど、平成16年度中に各区長と十分協議を行い、合併時には新町で管理運営ができる方向性を示すのが適当と思ひれます。2に、浜坂町は簡易水道ごとに料金が異なるために調整が必要であり、平成16年度中に各区長と協議を重ね、簡易水道料金について統一することが適当と思ひれますということをおここに明記されておるんですけど、どうですか、上水道の方は5年を目途にこれらは調整していくということになつておるんですけど、簡易水道については、本当に16年度中に管理者は各区長さんにそういう協議をされて、やはり、これは統一の料金

に持っていくんだという決意で、この事業に取り組んでいただかなければいけないと思うんですが、これらについてはどうですか。

松元議長 中村会長。

中村会長 じゃあ、お答えします。

実は、私の方の簡易水道は、こういったことで議会等とも指摘を受けております。既に簡易水道の管理運営をしていただいて、集落的に管理運営をしていただいて町の方が必要経費を徴収するという形で現在まで来ておりました。このことは問題があるわけでありまして、去年ごろから両区長さん、関係集落と話を進めております。まだ、いよいよ、なら平成16年で17年度からということが決着ができておりませんが、また、今月もそういう話し合いをしながら、特に16年度中にそういう方向を町の方はお願いしたいということで話を進めていく方針であります。しかし、これはいろんな今までの経緯がありまして、簡易水道は御承知のように補助金が大体3分の1、あとその補助残の90%が起債、あとが自己負担、その負担を全部各集落が出してきたという経緯から、こういうことが始まっておりました。しかし、法的にやっぱり町が維持管理、運営する施設でありますから、再度そういう話をして努力をさせていただきたいというふうに思っております。

私どもが一方的にこれができるればいいんですが、やっぱり御理解をいただかなくてはなりませんので、合併を控えておりますからそういう方向で努力をさせていただきますし、合併後5年間で両町の料金調整ということも、こうしてうたわれておりますが、じゃあ、そういうふうにできますというふうに申し上げたいんですが、なかなか今までの経緯から難しい面もありますが、最善の努力を尽くしていきたいというふうに思っております。

松元議長 田中委員、どうぞ。

田中(董)委員 管理者、私、今、あなたの答弁を聞きまして、16年度中にここには何とか、非常に難しいけども、そういう解決の方向性をするんだと書いてあるんですけど、今のあなたの答弁では、これは非常に難しいから16年が17年になるのか、また18年になるのかわからんと。こんな答弁、答弁になりませんよ、これ。絶対努力をして、確かに今までのしがらみもあるでしょう、今までの経過もあるでしょう。しかし、これは合併を機に、やはりそこの集落の区長さんとよく協議をされて解決をするんだと、解決をしようという意思で私は向かっていただかなければ、今のあなたの答弁では、これでは全く納得ができない答弁ですよ。これでは、いつが切りがつくということがわからんじゃないですか。もう少し16年もしくは17年には、絶対に解決をしますというようなこ

とが言われてもいいんじゃないですか。

松元議長 中村会長。

中村会長 大変な御指摘を受けておりますが、そういった方向で努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。過去にそういうことを申し上げて、なかなか難しい経緯があるものですから、すかつとした返事ができませんが、そういう最善の努力をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

松元議長 ほかありませんか。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。今の関連でちょっとお尋ねしたいと思ひます。

その簡易水道の料金もさることながら、建物、それから中の機械的な部分等々、どのように今なっておるのか。5年を目途に調整すると明記しておりますけれども、今、田中董委員が質問されたんですけれども、5年ではちょっと長過ぎると。なぜ合併するかということは、どこに重きを置くかというふうなことを考えたときに、やっぱり建物、それから中の構造的な部分、どのようになって今おるでしょうか、御説明をいただきたいと思ひます。

松元議長 専門部会の方で、これ答弁できるようでございます。

山崎上下水道部会長 上下水道部会の会長を仰せつかっております温泉町の山崎です。よろしくお願ひいたします。ただいまの御質問は、浜坂町の簡易水道の施設がどうなっているかというふうなお尋ねかと思ひまして、それに対して私の知っている限りを報告させていただきます。

建物というのは、簡易水道等にはほとんど少のうございまして、主に管路施設、配水管であったり給水管であったり、これらが主な施設になるかと思ひます。これらにつきましては、この専門部会の中で話を聞いております内容は、これらは下水道等、施設の新設に伴いまして配水管の移設であったり、給水管の移設、そういったもので、ごく近年ほとんど新しくなっているというふうなことを聞いております。

松元議長 じゃあ、追加で幹事長、説明お願ひします。

脇本幹事長 浜坂町の例ですけれども、今、専門部会長がおっしゃっていただきましたように施設は新しくなっておりますけれども、基本的には施設そのもの、それから浄水場がありますとか、そういう施設もすべて集落がその管理をしておるといふ状況になっております。そういうことを、今、会長、浜坂町長が言いましたように16年度中に地元との協

議をいただいて、管理主体が、はっきりと町がするという事で合併に臨みたいというように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

松元議長 小林委員、どうぞ。

小林委員 浜坂町の小林です。管理者の中村町長はそうおっしゃられるわけですがけれども、地域の実情を見ると、なかなか簡単にはいかないというのが現状のように私は思っております。努力をするということで片づけるよりも、努力をするのは当然ですがけれども、もう少し猶予を持たせて進んでいった方がいいではなからうかというように思います。例えば加入金の例を出しましても、倍ぐらい違うという実情があるわけですので、合併したらすぐに加入金が倍になるというのも、大変、難しいということもございますので、すべて5年を目途に調整するというような弾力的な方向がいいではないかというように私は思います。

松元議長 中村会長。

中村会長 特に、今、御指摘のありますのは、町が簡易水道もきちっと町営と管理をすることが、今、私の方の浜坂町に一番課せられていること。料金は相当違いますし、上水と簡水と、大変、料金が違いますから、これは5年程度かけていただいて簡易水道も含めて料金の調整等は、やっぱりすぐには即難しい問題、加入の問題や、それもあると思いますから、そういう調整でお願いしたいと思っております。私どもの方が、今、御指摘がありましたのは、町が町営として管理をすることが、今、課せられておる、合併前というような御指摘がありました。それは最善の努力をしたいと思っております。そういうことをして、5年ぐらいで、やはり、料金等の加入金や、そういうことの調整は提案のようにお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

脇本幹事長 ちょっと補足をさせていただきます。今、言われた加入金なり審査等の手数料について、温泉町の例によるということになると倍からになるではないかという、こういう御指摘ですがけれども、これらにつきましても専門部会等では但馬の状況を調査をいただいております。決して但馬の状況から見ましても温泉町の加入金が高額なものだということではありませんし、まず1つには、この水道会計それ自体が会計の性格上、公営企業会計でもって運営をいただくというような性格のものであります。簡易水道はちょっと若干違いますけれども。そういうことからして、安定的な合併後の財政運営を図るという視点の中で、新たに加入される方については温泉町の例によって加入金をいただくと。それでもって水道会計の安定を図ろうということで決定をいただいておりますので、そんな

ように御理解をいただきたいと思います。

松元議長 ここで暫時休憩いたします。調整が必要かと思しますので、開会后、まとめを会長の方から発言していただきますので、お願いいたします。

〔休 憩〕

松元議長 休憩に続きまして、今度、開会いたしまして、会長より、ただいまの件について 答弁いたします。

中村会長 簡易水道の件であります、実は、あさっても簡易水道の会議を持っておりまして、従来からこういう会議は進めておりますが、御指摘のように合併という問題を控えておりますから町営を目指して、そういった協議を進めていきたいというふうに思っておりますので、御了解をお願いしたいというふうに思っております。加入手続やら異動手続の件、温泉町の例に倣うといひますのは、年にこれは新しく新規加入とか、そういう手続の関係ですから数件というふうに、10件ぐらいになるでしょうか、そういう少ない問題でありますので、これが大きく住民の水道のあれに影響するということは少ないと思っておりますから、温泉町の例に倣ってこれは調整していくということで進めていきたいというふうに思っております。

また、料金調整につきましては、上水の問題もありますし、町営の問題、先程申し上げましたが、5年程度でこれは調整をして統一を図っていくという提案の方針で進めさせて、お願いしたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

松元議長 西脇委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。今、会長であり、浜坂の町長から答弁がありました。この簡易水道の施設事業というのは、大変重要な事項であり、なお、施設が1つや2つでない、たくさんあるという状況で、努力をするという意気込みはわかりましたが、ここに提案しとる文面からいけば16年中にというようなことで解釈しておりましたが、今までの経過見ると、かなり厳しい状況だなというふうに判断いたします。是非、盤面が詰んでない事項を、こういう重要な会議で何とか議決ということには異論ありと言わざるを得ません。もう少し盤面を詰めて、まず、その町のいろんな重要な手続を踏んで提案していただけたらと。そういう意味で、この項については、本日、無理をして、何とか努力するから承認頼むというような問題ではないというふうに私は判断いたします。取り扱っていただきたいと思います。

松元議長 ただいまの意見もございましたが、ほかに意見ございますか。

田中董委員。

田中（董）委員 私、さっきの指摘の中で1つ漏れておりましたのは、確かに今までのしごらみがありまして難しいことはよくわかるんだけど、これは衛生法、水道法から言いまして、もし万一事故が起きたときには、これどうなるんですか。これは町の責任にならへんですか。だから、私は料金だけではなくしての、衛生法に照らして、そこらのことをきちっと把握をされておらんと、これ料金だけの問題じゃありませんよ。さっき、私のとこの西脇委員が言いましたように、今日は、この問題は議決というようなことにはならんと思います。

松元議長 ほかありませんか。

そうすると、ただいま2名の方から継続にしてまとめをさらに続けてほしいということを出ておりますが、この意見についての御意見は、さらにございますか。

田村委員。

田村委員 浜坂町の田村です。私は、うちの町の議会でも、いつも申し上げていることが、やっぱり簡水も上水道並みの料金体系に持っていくべきだということを主張してまいっております。簡水というのは非常にいい面もありますけども、結果的に見ると、やっぱりその地元の人はかなり高い水を飲んでおります。ですから、甘い水飲む人もあったり、それから辛い水を飲んだる人もあると。ですから、その甘い水を飲むように料金体系というのは、やっぱり、上水道並みにしていただきたいなと、こういう希望を持っております。

松元議長 これに対しては答弁はいいですか。

田村委員 はい。

松元議長 そのほかございましたらですが、なければこの件、先ほどからの意見をお聞きしておりますと、いろいろ課題が累積しておるようでございます。議長の判断として継続審議としたいと思いますが、それに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、この件につきましては継続審議とさせていただきますして、次回にまた、まとめていただきますようお願いしたいと思います。御了解いただけますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、協議第31号、新町建設計画（その4）についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 40ページをお願いいたします。協議第31号、新町建設計画(その4)について。新町のまちづくり施策 について提出する。平成16年3月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は6番でございます。新町建設計画(その4)について。新町のまちづくり施策 について、別紙のとおり提出する。

41ページから55ページまで、新町のまちづくり施策につきまして本日提案申し上げさせていただきます。本日の分につきましては41ページにありますけども、4番目の新町まちづくり施策ということで、いよいよ大きい項目の4番目に入ってまいりました。本日の部分につきましては、真ん中の施策体系の施策の柱のところにあります1番、2番、3番までを本日の提案にさせていただきます。4番から7番につきましては、次回以降に提案をさせていただく予定にさせていただきます。

内容につきましては、担当であります西村主幹の方から説明を申し上げます。

松元議長 続いてお願いします。

西村主幹兼計画係長 では失礼します。私の方から資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

まず、この内容につきましては、事務局と、また各町と連絡調整をしまして案という形でまとめさせていただいております。まとめ方の考え方なんですけど、まず、基本としましては、2町のそれぞれの総合計画をベースにしてつくっております。ただ、総合計画と市町村建設計画というものは、おのずと違う部分もあるということで、まず、1つには、建設計画では合併市町村の住民や議会に対して将来に対するビジョンを与えるという部分の働きと、2点目につきましては、特例法の財政措置を受けるためのものであるという、この2点が建設計画の特色であるということで、そういう考え方に基づきまして、今後の新しいまちづくりの方向性を示すという観点から、まず1つには、新町の一体性を図る。2点目には、2町が合併することによって総合力の発揮をするという2つの視点からまとめさせていただきます。

資料の41ページなんですけど、まず施策体系ということで、1月の協議会におきまして協議、確認をいただきましたまちづくりの4つの理念と将来像をもとにしまして、まず施策の柱を7本設定をして施策体系をまとめております。施策の柱名としましては、既に実施しております住民アンケート、また協議会の委員のアンケート等をもとにして理念や将来像のキーワードをちりばめました特色のある施策名ということで、少しやわらかい表現

にしてまとめております。

まず1本目が、人が輝く活動の場づくり。2点目が、温もりあふれる健康で安心な地域づくり。3点目が、夢を育む文化と人づくり。今日はここまでを議題としているわけですが、あと4本目につきましては、地域資源を生かした活力づくり。5点目には、利便性と潤いのあるまちの器づくり。6本目には、海・山・温泉を生かした住み良い環境づくり。7本目には、自立した自治体経営のしくみづくりというふうなことで施策の柱を設定しております。それごとに主要施策というものをそれぞれ設定をしております。

それでは、42ページの方に進まさせていただきます。施策のまとめ方なんですけど、まず文章で基本的な方向性ということで書かせていただきまして、その後で主要施策、主な事業ということで表にして書かせていただいております。現段階で、この計画を策定する時点におきましては、具体的な事業を織り込むことは非常に困難であると予測をされておまして、むしろ特例法の11条の2に基づきまして、幅広く合併特例債の対象とすべく表現を行うことで、今後、柔軟な事業運営が可能となるように配慮すべきだろうということに意を用いております。

それから、主要事業を洗い出す基本方針としては、施策の柱に沿って2町が予定しております主要事業を拾い上げております。主要事業は抽象的な表現にとどめまして、事業費ですとか事業箇所の特定されるような固有名詞での表現はしておりません。それと、お断りなんですけど、事業名称等、片仮名の表現が見られるわけではありますが、用語として一般にもう既に定着しているものについては用語として使用しております。欄外に注釈をつけることで対応をしております。

それでは、まず1本目の人が輝く活動の場づくり。これは具体には、参画・協働と連携・交流の促進という関係であります。ここでは住民のまちづくりへの参加、参画と相互の協力により、新町にふさわしい参画・協働のまちづくりを進め、多様な連携や交流が深められるということを表現しております。その中の1点目としまして、新町の担い手と組織づくりにつきましては、まちづくり委員会などの設置を検討し、積極的にまちづくりへの提案の場を拡充していく。さらに住民の行政のパートナーシップの確立のために情報公開と共有を推進していく。官民一体となったまちづくりを推進していくということに記載をしております。

次に、43ページをご覧ください。2点目の地域コミュニティの活性化につきましては、新町づくりの広域的な視点と合わせまして、一方では地域コミュニティの育成、充実を

図る、そういうことも必要であるということを記載しております。3番目の人権文化の創造につきましては、人権が尊重される社会の確立に当たり、あらゆる分野で人権を大切にした施策を展開するということを記載しております。次に、4点目の男女共同参画社会の形成につきましては、男女がともに生き生きと生活でき、性別に関係なく個性や能力を発揮できる意識づくりや環境づくりを進めるということを記載しております。次に、5点目の周辺地域等との連携・交流については、まず、産業、教育、医療など多面的な2町間の連携を推進するとともに、他地域との連携・交流については、まず、京阪神等、大都市との交流を積極的に進めるために交流環境や条件の整備、これらに努めるということを記載しております。

次の45ページ、46ページには、主要施策に基づく主な事業の概要を記載しておりますが、時間の都合上、全事業についての説明は省かせていただいております。以下、2本目と3本目の柱についても同様とさせていただきますので、御了承ください。

次に、47ページは、保健・医療・福祉の関係でありますけれども、まず人口減少と少子高齢社会で、健康で生きがいのある長寿社会を築いていくために、すべての住民が地域で支え合いながらともに生きることができるような保健・医療・福祉の一体的な基盤づくりの推進を表現しております。1点目には、健康づくりの推進ということで、住民の健康増進対策を記載しております。2点目の医療・救急体制の充実につきましては、保健・医療関係機関のネットワークの充実、また健康管理から疾病予防、診断、治療、リハビリ、そういう総合的な体制整備を進めることを記載しております。

次に、48ページにおきましては、3点目としまして住民参加型の地域福祉の充実ということで、こちらではともに助け合いながら暮らせるまちづくりの推進、ユニバーサルな社会づくりの推進ということを記載しております。次に4点目は、高齢者福祉の充実ということで、こちらにおきましては保健福祉計画、また介護保険事業計画に基づいた介護予防を重視して、介護支援体制の充実、高齢者福祉施設の整備、充実ということを記載しております。5点目の障害者福祉の充実につきましては、いわゆるノーマライゼーションの理念に基づいて障害者の自立と社会参加を促進する地域づくりということを記載しております。

続きまして、49ページには、6点目としまして子育て支援の推進ということで保育サービスの充実、また幼保の連携強化というふうなことを記載しております。

50ページ、51ページにつきましては、これらの主な事業の概要を記載しております。

す。

続きまして、3本目の柱ということで52ページをご覧ください。まず、ここでは子供から高齢者、すべての人が自己実現できる環境づくりを進め、心の豊かさ、生きる力を重視した教育学習活動の推進、また、郷土学習の推進等、表現をしております。1点目の学校教育の充実ですけれども、こちらにつきましては個性を生かし、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力、創造性を伸ばす教育を進めることを記載しております。2点目の生涯学習の充実につきましては、住民総学習のまちづくりをテーマにした施策を記載しております。3点目の青少年を育むふるさと教育、地域連携の推進ということで、青少年が創造性をはぐくみ、社会性と豊かな人間性を身につける、そういう活動の機会の確保、それから地域全体での子育て、家庭や地域での教育力を高めると、そういうふうなことを記載しております。

次に、53ページですけれども、こちらの方では4点目としまして歴史・文化の保存・伝承と創造ということで、先人の文化遺産の保護、継承を初め足跡を後世へ伝承するとともに、学習活動、創造活動の展開に結びつけていくということを記載しております。5点目のスポーツの振興につきましては、生涯スポーツ活動の普及に努めるということを記載しております。最後に、6本目の芸術・文化活動につきましては、地域に根差した個性豊かで文化薫る地域社会を築いていくための組織やリーダーの育成、そういうふうなことを記載しております。

54ページ、55ページにつきましては、主要施策と主な事業について概要を記載させていただいております。

ちょっと省略した説明になりましたけれども、以上で新町まちづくり施策の1についての提案とさせていただきます。

松元議長 説明は終わりました。

これについて質疑を受け付けます。

中井登委員。

中井(登)委員 浜坂の中井です。文章ですから全体読ませていただいて感じたことを提言したいと思います。

今日に限らず、今日まで5町の合併のときから、どんなまちをつくりたいかということの議論の中で、かなりの提言をしてきたんですが、一つもこの文章の中に反映されていないというのが、気がついた1点です。感想としては、どの町にも通用できるような文章化で

すが、個性がない。それは理念がないということになるんですが、是非、議論したことを反映させてほしいということをお願いしたいと思います。

中の問題ですが、2点ほど申し上げたいと思いますのは、1点は、この文章の中に京阪神都市圏との時間距離を短縮しと書いてあるんですが、私たちの議論は、南に対する政策も大事だけれども、西に対する政策も大変ですよと、とても大事にしましょうということをご提案しました。これはどういうことかということ、中国、四国が非常に道路の高速化が進んでいます。こういうときには、やはり政策的にも京阪神、京阪神って、かつてのような文章でなしに、中・四国をターゲットにしたというような具体性のある表現の仕方をきっちり理念的に書いてほしいと、こういうふうに思います。これが1点。

それからもう1点は、地方分権が熟度が増してきます。地方分権が熟度を増しますと何が一番大事かということ、お金も大事なんです、それ以上に人材です。この人材を育成するということがどれだけ大事かということは、地方分権に逆に課題にもなります。ですから地域を担う人材づくりというものを、きっちり明確にしておきたいと。それが一つもないんですよ、これ。教育の欄にもなきや、産業の欄にもない。やっぱり、農業、漁業、観光、この3大基幹産業を抱えておる2町ですから、この3大基幹を育てていく、いわゆる後継させていくという人材づくりというようなことは、きっちり明確化すべきですよ、これは。総花的に入づくり、例えばNPOを育てましょう、参加しましょう、交流しましょうって、この程度では人は育ちません。行政方針としてきっちり、地域を支える人材づくりということをごきっちりして欲しいと思います。学校教育の中に少し似たようなところもありますが、それにも少し外れています。ですから、この2点は、ぜひ幹事会でまた議論をいただいて、きっちりした理念の裏打ちをしてもらいたいなと、こういうふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。これは提言です。

松元議長 ほかにございますか。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。座ったままで済みません。今、浜坂の中井委員さんの方もおっしゃったんですけど、私もその中で1点ちょっとお尋ねしたり、それから提言としてお聞きいただいたらありがたいなというふうなことをお願いしたいと思います。

新町づくりの担い手と組織づくりの中の文言なんですが、「住民、特に若い人の積極的参画によるまちづくりの提案の場を拡充します」、私は、さっきも温泉町の岡田委員の方から消防団の関係のことで意見が出されておりましたんですけど、それも同じくそうだと

と思いますが、私は、その若い、特に若い人の積極的参加ということについては、どこにそのターゲットを絞って、こういうふうなことにされたのかなというふうなことをお聞きしたいと思うわけなんです。といいますのは、この公共的団体の中を見ますと温泉町には青年会という組織があるんですね。浜坂には、その青年会というものがないというふうなことを思いますときに、私はやっぱりこの青年会、青年団、消防団にしましてもそうですけれども、大変大事な組織であると。その方々の活力等によって町が活性化されるというふうなことを思うわけなんです。

それで、任意的な団体的な部分もあるでしょうけれども、好きなことをしとったらいいいというわけじゃなくて、やはり、行政主導的な要素も十二分にあってもいいじゃないだろうか。それによって若い方の担い手というものがまたつくられていくし、それから、それによって人と人のつながり、若い人と若い人のつながりもできてきて、それによってにぎやかな町というふうなこともできてくるんじゃないかなというふうなことを私、思うわけなんですけれども、このことにつきまして事務局の方としたら、どういうふうな方にターゲットを絞って特に若い人というのは重きを置いておられるのかなというふうなことを思いましたものですから、ちょっとお尋ねしたいなというふうなことです。

松元議長 局長より答弁いたします。

阪本事務局長 42ページのところの住民、特に若い人の積極的参画によるまちづくりということでございますので、その若い人のイメージといいますか、ということでのお話だったというふうに思いますけども、温泉町の中を見ても、例えば何とかの実行委員会とか、スポーツをやるサークルとか、それぞれたくさんの方というのか、そういう方々がおられるのはようわかっておるわけですけども、こういうまた委員会とか地域課題の解決というふうな部分についての参画という部分が少ないということで、特に20代、30代の方をイメージして、こういうふうな文言で、今後、こういう方、20代、30代の方にも、こういう地域課題を解決するためのそれぞれのフォーラムや委員会の場に参画していただきたいというふうなイメージで、若い人というふうなことで表現をさせていただいております。以上でございます。

松元議長 西村委員。

西村委員 ありがとうございます。私は、その若い方、20代、30代の方っていうのは本当にもう、すごくはつらつとした馬力のある思いを持っておられる方が多いと思いますけれども、やはり青年会というものが、今、ちょっとしりつぼみの状態、青年会ばかり

じゃなくて公共的な団体というものが、しりつぼみになるようなことを思うわけでございまして、じゃあ、その方々を再構築していくということが大事じゃないかな、手を差し伸べていくということが大事じゃないかなというふうなことを思う中で、やっぱり事務局といたしましても、その辺のところを速やかにきちっと行政指導的な部分でもって強固な組織として確立していきますというか、そういうふうなことに重きを置いていただきたいなというふうなものですから、私ちょっと。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 今、中井委員さんなり、西村委員さんからいただきました御提言等につきましては、十分、意を酌みまして、次のまた幹事会等で具体的に記述をするなり、また、できるだけ、先ほども事務局も言いましたように、地域の呼称だとか特定のものを表現するに至ってないというような言い方をしましたけども、逆にそういうようなことをやった方がいいだろうというような中井委員さんの御意見でもありますので、そういうことを含めながら新町の建設計画としての体制というか、形をつくっていきたいと思います。

松元議長 田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中であります。私は、ここに集落の自治活動の推進ということをおうたっておられて、地域のコミュニティーの活性化ということをおうたられるんですけど、私、前回の5回の協議会の中の資料でも、非常に何か楽観的といいますんか、今、温泉町の高齢化が29.8、浜坂町が26.6なんですけども、ここの産業別就業の人口の見通しという中で高齢化が非常に甘く見ておられるのではないかなというふうに私は思っております。これらも希望的観測だというようなことで30%ぐらいなことを言うておられるんですけど、私は非常に厳しいと。だから、この集落のコミュニティーの強化と言っておられますけども、今、温泉町では先ほど言いましたように高齢化は29.8なんですけども、50%以上の高齢化の集落が3集落あります。40%以上が4集落であります。35%以上が5集落、30%以上が7集落あります。本当に高齢化が50%になりますと、私は集落機能が果たされないようになりゃしないかと。それらに対する、何かこの中に危機感というようなものが全く示されていないという中で、これらはどういうふうに考えておられるのかなということ、まず、1点はお聞きしたいということでもあります。

そして、私は、ここの43から44の中で、周辺地域との連携・交流の推進、確かに本当に言われますように、鳥取、豊岡との中間に位置する2町ですので本当に自動車道は必ず必要であると。しかし、ここに一番大きな問題は、私は、やはり鳥取、豊岡の商圈に私

たちの地域の商工会、商工業がよく対応できるかと。だから本当にこれらの足腰というものをしっかりしたものにしなければ、やがては鳥取、豊岡に商圈をほとんど奪われる現象が出てくりにやしないかという懸念を持っております。そこらの何か危機感というんか、そういう本当に商工会あたりはそれらについての危機感を持っておられると思いますけど、やはり行政としても本当の地場の産業が活性化しなければ、その町の活力はなくなりますので、それらの対策について本当にもう少し、こうあるべきというようなことが全くないというのが、私は寂しい思いがしております。以上です。

松元議長 事務局長、お願いします。

阪本事務局長 特に、今、高齢化という言葉と、事務局ではもう高齢化じゃなしに、この今の2町っていいですか、特に温泉町は、もう高齢というふうなことで30%になるうとしておりますので、高齢化ではなしに、もう高齢になったというふうなつもりで認識はしておるんですけども、これを施策の部分になりますと、やはり初めて迎えるこの高齢社会でございますので、どういうふうに表示していいのかというのをまだ模索している段階でございます、田中委員がおっしゃられましたようなはっきりとした方向性を示せという部分が、まだ若干ちょっとお示し切れてないという部分はあるというふうに感じております。

それと、もう1点の鳥取と豊岡との商業圏との戦っていいですか、今後の商業を取り巻く部分につきましては、次回の産業の部分で記述はさせていただこうとは思ってはおりますけども、特にこないだの新聞に出ておりましたように、居組から鳥取に抜ける高規格道路が起工が行われました。そういうことで、やはり住民の方が鳥取なりに出向いて買い物をするというふうなことになってきますと、ここの地域の商業はというふうなことは十分考えられることではあります。その辺が住民の意識をどういうふうに引っ張ってといいますか、地域を盛り上げていっていただけるかというふうなことについても、これはそれぞれこういう過疎地域の全国的なものでありますし、まだそこにつきましても事務局として議論が足りてないというふうなことになります。皆様方のお知恵をかりながらその辺のところを詰めていけて、方向性が見出せれば一番いいんじゃないかというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

松元議長 田中委員、どうぞ。

田中(董)委員 私は、今日、高齢化の問題も示せということではなくして、こういうふうな高齢化になりつつあって、集落機能が失われる恐れがあると、だからそれらの対策

というものを、やはり立てるべきであると。だから温泉町32、浜坂が90何ぼあるんですか、だからこれらのことを今後どういうふうにするかというようなことを次回あたりには、ぼつぼつ示すべきではないのかな、それらの対策を立てられるべきじゃないのかなということを今日は提言申し上げたということです。

それから、時の大きな流れですから、これはやはり大きな資本、そして交通体系の改良が進みますと、本当に口では簡単に言えますけど、現実が厳しくなってくると。しかし、現実が厳しくなるけど、やはりそれらに対応したことをしなければ、この町の活力がなくなる恐れがありますよと。だから、やはり、それらにも十分な視線というものを向けられた方がいいことないですかということを申し上げておりますので、だから、今はまだ計画の段階ですから、まだまだこれから実施計画というんか、そういう本当の計画案にこれらの中に入れてくださいよという意味なんです。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 今、おっしゃられました御意見等、十分これから表現っていいですか、今後に活かしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

松元議長 田中要委員。

田中（要）委員 ダブる部分はあると思うんですが、人が輝く活動の場づくりという前段の文章なんですけども、先ほど中井登委員が言われとったように、今日があるのは、それぞれ温泉、浜坂にしても歴史や文化や伝統の上に軸足が乗って今日があるわけですし、とりわけ私は温泉町ですからそういうことを見ると、都会型の、交流型のまちづくりを目指して温泉町は今日まで取り組んだもんじゃないわけです。そうなってくると、どこに軸足が置いてあったかということ、やはり、どうしても農村は農村、あるいは農村の中にあっても都市的機能がある部分については、その都市的機能の部分で最大限取り上げ發揮していくという、そういう歴史と地域の中でのまちづくり、俗に言えば過疎計画というのはそういうことを盛ってきたわけです。中に書いてある部分を見ると、後段の方には確かに豊かな自然であるとか、伝統、文化だとかということは記載されておりますが、やはり、今日のあった姿というのを、すべて都市型のまちづくりであるとか交流型のまちづくりに変えてしまうという印象はぬぐえません。したがって、どうも泥臭いところや田舎臭いところはみんな取っ払ってしまうと、みんな神戸の周辺や姫路の周辺の方のことばかりを書いているような気がしてならん。したがって、共通できるものという施策はあるわけなんですけども、やはり泥臭い部分も残していただきませんか、今日まで育ってきた地域社会とい

うのは混乱に陥ると私は思いますから、その辺のところも十分お考えをいただきたい。以上です。

松元議長 答弁お願いいたします。

事務局長。

阪本事務局長 参考にさせていただきたいというふうに思います。

松元議長 ほかがございませんか。

〔質疑なし〕

松元議長 ただいまいろいろ御提案、それから答弁の中においても、その発言の趣旨を酌みたいとか、考えたいという意見が次々に出ております。そういったことを勘案しますと、この議案につきましても継続といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）1項目ずつ確認していきますか。

それでは田中董委員、どうぞ。

田中（董）委員 まだ、計画の段階ですので、これは、こういうふうな体制の充実を図りますということだと思っております。それで47ページに、医療緊急体制の充実というものをここに書いておられる。長くなりますので、「健康管理から疾病予防、診断、治療、リハビリテーションに至る総合的な体制の整備を進めます」と。「特にまた長期的視野に立ち、病院、診療所等の住民生活に密接に関わる地域医療のあり方について専門的な調査研究を行い、高齢者対策や医療サービスの確保のために施設の充実にも努めます」ということを書いておられる。だから、これらをもう少し、こういう方向に持っていこうと思っております。まだ確定ではないと思っておりますから、方向性をこういうふうに思っておりますよということをお知らせを願いたいということと、それから高齢者福祉の充実を言っておられる。そこに在宅介護支援体制の充実、高齢者福祉施設の整備充実にも努めますということがありますので、これらももう少しこういうふうな考え、計画を持っておりますよということ、ひとつ報告をしたってください。

それと、ここに農林水産業等の後継者の育成などにシルバーパワーの発揮される地域づくりを推進するというのは、これは単にシルバー人材センターをここに持ってくるというふうに私たちは思っておるんですけど、そこらの意味もちょっと説明をしたってください。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 言われましたように、具体的にというふうなことの御意見なんですから、2町の町勢振興計画ですか、そういうものなり、2町の計画書をもとに、こ

の部分につきましては表現をさせていただいております。ですけれども、具体的に事業計画は上がっておりますけれども、この建設計画につきましては、具体的に表現をしますとちょっとまずいんじゃないかということで、具体的には表現はさせていただいてはおりません。ですけれども言われましたように、病院、診療所等の直接かかわる地域医療のあり方について専門的な調査、研究を行いという部分につきましては、現在、浜坂町の方でも議会の方で協議がなされておると思うんでございますけれども、長期的な視野に立って病院、診療所、また2町に関わります地域の医療のあり方につきまして専門的な調査を行うというふうな方向で検討を重ねておるというふうなことでございますし、今後、必要になっていきますか、県の但馬長寿の郷なり、医師会なり、浜坂病院、それから行政機関の職員等とかで、そういうふうな委員会みたいなものを立ち上げて専門的な調査、研究というふうなことには関わっていかねばというふうに考えておりますし、そういうことで、今後、具体的な事業につきましては計画書の方で、また、検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

松元議長 ほかありますか。

じゃあ、続いて答弁をお願いします。

阪本事務局長 高齢者福祉施設の関係につきましては施設につきましても、浜坂町の方ではそういう特養みたいな、あと、国民宿舎浜坂荘の跡地利用ということを念頭に置いた計画が進められておるとございます。ですので、そういうところも、一応、この建設計画につきましては……（発言する者あり）御意見を参考にさせていただきながら文章の表現を変えさせていただきたいと思っております。

松元議長 ほか皆さんの方でございませうか。ございませうか。

〔質疑なし〕

松元議長 なければ、先ほど私の方から申し上げましたように、いろんな御提案ございました、委員の方かも。それから事務局あるいは幹事会の方からも、それについての加除をしたいというような提言もございました。それを含まして継続の審議にしたいと思っておりますが、いかがでございませうか。御異議ございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、協議第31号につきましては、継続の審議とさせていただきます。

次に、協議第11号（継続）でございませう、新町の名称についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせませう。

事務局長。

阪本事務局長 56ページをお願いいたします。協議第11号(継続)新町の名称について。新町の名称について継続して協議する。平成16年3月17日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は3でございます。新町の名称について。新町の名称は、何々町とする。

57ページ、58ページにつきましては、前回、提案させていただいたものと同様のものがございます。現在、ご存知のように浜坂町、温泉町、平仮名のおんせん町、湯の浜町、湯の里町という5つの町名が前々回選定されまして、今回、また継続というふうなことでございます。前回、議論といたしまして煮詰まってはいませんでしたですけども、それが煮詰まれば2番目の関係で、二次選考ということで上記の候補の中から各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定というふうなことが残された協議内容だというふうに思っております。以上でございます。

松元議長 ただいま説明がございました。前回、各委員さん方でそれぞれ検討いただくということで、今回、継続になりまして、投票にという形で継続になっていると思います。ここで投票を行いたいと思いますが、御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしといたしまして、町名の投票に向かいたいと思います。

それでは、第二次選考にこれより入らせていただきます。

開票立会人の選定でございますが、開票立会人は、議長において指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めます。よって、開票立会人は議長において、浜坂町、中田委員、温泉町、中井功委員のお二人をお願いしたいと思います。

では、投票について事務局から説明させます。

事務局長。

阪本事務局長 今回の投票は、先程申し上げました5つの名称のうちから1点を投票していただくということにさせていただいておりますので、投票用紙を5つの名称を掲げた、右側に空欄がありますので、そこに丸印を入れていただきたいというふうに思います。今回は、その投票用紙は丸印というふうなことで1点だけを丸していただきたいと、1点の推薦でございます。

あとの件につきましては前回と同様ですので、名前をお読みいたしますので、その順番に投票をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 ただいまの説明で御理解いただけましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、投票に入ります。

事務局、準備お願いいたします。

投票箱の確認をお願いいたします。皆さんにちょっと示してください。皆さんにずっと、ずっと。

それでは、投票用紙配付しておりますが、全体に行き渡りましたか。投票用紙、行き渡りましたでしょうか。配付漏れございませんね。

それでは投票になりますが、記者の方は、内容が見えないように投票用紙の撮影は御遠慮願いたいと思いますので、改めてよろしくをお願いいたします。

御記入それぞれお願いしたいと思います。

事務局長、名前を読み上げて投票をお願いしたいと思います。

阪本事務局長 それでは、投票に移りたいと思います。お名前を呼ばせていただきます。

まず、中村会長。馬場副会長。松元議長。丸山副議長。田中満穂委員。田中要委員。田村昭委員。西村公子委員。小林委員。西脇委員。木谷委員。朝野委員。熊本委員。岡田委員。中井委員。田中委員。中田委員。中井功委員。西垣委員。中井委員。

松元議長 全員の投票が済まれましたでしょうか。投票漏れございませんか。まだの方ございませんね。

それでは全員、投票、終了しました。

ただいまより開票を行います。

事務局、立会人の委員で、よろしくをお願いいたします。

それでは、開票の結果が出ましたので、発表いたします。

浜坂町、得票数 10 票、漢字の温泉町、得票数 10 票。合計 20 票で同点となりました。1 位が浜坂町、温泉町ということで同点でございます。

この扱いについては、同点でございますので決定ができません。この扱いについて皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

岡田委員。

岡田委員 前回から私は主張をいたしておりましたが、ようやくにして、今回、二次の選考まで、まずしていただいたという中であっては、その応募要領等のときから協議もい

たしておられる中で、やはり、作品ごとの応募の数については選考基準とはせず参考にとどめると、こういうような表現になっておることは私だけでなくして皆さん御承知のとおりであると思っております。しかし、いざここまで、やはりどちらも同じ票数ということになれば、何によって、では最終結論を決めていきたらいいかというふうなことになるますと、やはり、1つには、そのような応募された方々の民意の御意見というふうなものも、やはり、ある程度、数字等をお示しいただくというふうな中で、大いに参考ということになるのではないだろうか、そのように私は思いますので、是非、そのようなことを提案をさせていただきたいと思ひますし、また、前回にも申し上げましたが、豊岡を中心とする地域の関係の合併協におきましても、そのようなことが既になされておりますし、それから矢田川水系の場合におきましても、既にそのような票数については公表しようというふうな形で、上位何点というふうな中においての公表されておる経過もあります。したがって、参考にする上においては、そのようなことの数等を、やはりお示しいただくというふうなことの中で協議をさせていただけるようお願いをしたいと、このように思うところであります。

松元議長 ほかに御意見ございますか。

中井登委員。

中井（登）委員 大変になりましたね。今、岡田さんから意見は出ましたんですが、数が多い方はどうだろうかということでもありますけれども、私は、今日まで名前の問題で黙ってここで聞かせていただいたんですが、私の町がいいという発言を聞いたことがないんですよ。あったのは、役所を浜坂に譲ったんだから、かわりに欲しいという意見はありましたよ。だけど、私の町は、こういう町なんだという議論は一回もないんですよ、これ。ただ、総数を重ねて10対10ですけど、した経過だけなんです。私は、いかなることがあっても、この合併は成就させたいという強い信念がありますから、ぜひ突破口になればと思ひますので聞いてもらいたいと思ひますのは、資料1に、ここに温泉町の欄ですが、ユニークで個性があり、話題性があってインパクトがあると。全国唯一の固有名詞で意味があると書いてある。それから観光振興のために最もPRしやすい名前だと書いています。これも聞いたことがありません、これ資料で見ただけですから。

私は、実は、5町合併のときに香住と浜坂が本庁舎で対峙しました。そのときに文書を持って、なぜ西の方向に向かうべきかということをお願いした経緯があります。そのときに、5町合併であっても、この5町の最も高い固有の資産というのは何だ、それは100

0年の歴史を持つ湯村温泉ですと。この湯村温泉を外して町の方向性はないというふうに申し上げましたが、ならばここに書いてある、事務局が書いてあるこの3つの提案の中で温泉町の出身の委員さんは情熱的に訴えるべきじゃないですか。上げたから、くれというような議論じゃなしにですよ。1000年の湯村温泉の歴史、それは温泉という歴史をどう訴えなるのか私は特に聞いてみたい。中でも私は、リフレッシュパークで一生懸命実績をつくっておられる中井祥三委員さん、ここにおられますが、中井委員さん、ぜひ聞きたいですね。

松元議長 1つの提案もありますが、それぞれの意見をまずは酌みたいと思います。

中井祥三委員。

中井(祥)委員 浜坂町の中井委員の方からのお話ありました。私は、前々回ですか、前々回にも申し上げましたことと、あるいは重複する部分があるかもわかりません。なぜ温泉町という名称がいいのかということについて、私の考え方を申し上げたいと思います。

大きなことを申し上げるわけじゃありませんが、今、日本の国が国際交流、観光による国づくりというのが大きな柱に取り上げられてきました。これは日本にとって、これまでの流れと大きく変わる部分であります。いかに日本に外国からのお客様を迎えるかということは、観光産業のすそ野の広いものからすると大きな産業の発展になるであろうということで、そういう流れができてきております。そうした流れを考えてみます場合、温泉町という固有名詞というのはどこにもないわけでありましてね。ただ温泉というだけの名詞ですと、これは観光的なインパクトというのは大変少ないわけでありまして。もちろん浜坂町、温泉町それぞれに浜坂町なり温泉町なりの名称を使ったブランドというのは、どちらの町にもたくさん出てきております。その中で、そういういろんな長い歴史の中で培われたものでありますから、どちらの町民にとってみても大事なものであることは間違いございません。

しかし、ここで一つ考えなければならないものというのは、温泉町がなくなったら温泉というブランドは全くなくなるわけですね。浜坂というのは、名称はたくさん残るわけでありまして。浜坂漁協も浜坂海岸も残ります。浜坂の港も残ります。でありますから、これまで浜坂町という名称の中で培われてきたブランドというものは、ずっと、たとえ名称が変わっていこうが残っていくべきものであるわけです。ところが、温泉町という名称が消えた場合には、それにまつわるブランドというのは残っていかないわけですね。湯村温泉は残っていきますよ。しかし、温泉町というブランドでは残っていかないと。そういう面

では、あるいは交流、これから先の産業の中心である交流という問題を考えますと、温泉町という名称がいかに大事なのかというふうに私は思います。

参考までに、せんだって国国土交通省のフォーラムがございました。そのときにも大学の先生がおっしゃっておられました。町村合併が進んでおりますと。しかし、それは浜坂町の方々も大勢いらっしゃっておられたわけですね。温泉町という名称は必ず残してくださいと、こういうお話を大学の先生がおっしゃっておられました。私どもがこれまで聞いとる話でも、町長が東京まで行っているんな交渉をしますと、温泉町という名称に対して非常に関心を持って聞いていただけると。あなたのところは、すばらしい名称を持っておりますなというふうにおっしゃるということもございます。私は、幸い浜坂町にも温泉、七釜温泉であり浜坂温泉であり、温泉を持っておられます。これまで歴史あるその温泉町という名称を使うことによって、温泉町の七釜温泉であり、温泉町の浜坂温泉であり、温泉町の湯村温泉でありということによって、私は温泉としての価値が外から見ると違ってくるのではなからうかなというふうに考えます。

長くなりますので、この辺で置かせていただきたいと思います。そういうような意味合いから考えますと、やはり、温泉町という名称は残すべきではなからうかと、絶対残すべきだというふうに思います。以上でございます。

松元議長 ただ今、それぞれの推挙の意見が出ておりますが、すべてを合わせて、今日、ここで、今、まだ続けていきたいと思っております。

中井委員、どうぞ。

中井（登）委員 聞かせていただいて、ありがとうございます。情熱的であったかどうかはわかりませんが、よくよく内容はわかりました。

それでは、もう一度、じゃあ、中井祥三委員にお聞きしたいんですが、浜坂には2町にとっては固有資産があります。それは駅と海です。この固有資産、1000年の歴史を持つ温泉町の湯村温泉のような価値感はありませんけれども、海と駅があります。これはやっぱり大切にしなければならぬ資産でもあるんですが、仮定の話ですが、温泉町に何かひげをつけたら、温泉町の、今、おっしゃったような、いわゆる行政効果とか、あるいは観光効果とか、そういうものは発揮されるのでしょうかどうか。これは中井祥三さんの個人の考えで結構ですから、お答えできたら教えてください。

松元議長 よろしいですか。もしよければ中井祥三委員、どうぞ。

中井（祥）委員 もうちょっと具体的におっしゃっていただけませんか。

中井（登）委員 温泉町をそのまま残して、その形の名前にひげをつけるというのは、ひげというのは、補足をするという意味です。ですから、顔が温泉町で、ひげがちょっとついたというような話に想定いただければいいんですがね。そういうものでも温泉町の効果とか、あるいは観光効力とか、そういうものはなくなるのでしょうかどうか、その辺いかがでしょうか。

中井（祥）委員 中井委員から、たびたび、えらい質問を受けるわけですが。私は、これまでにひげをつけたり、あるいは帽子をかぶせたりというような考え方をしたことがございません。ただ、名称、町の名称あるいは市の名称を考える場合に私の個人的な考え方としては2字が欲しいと、2字がいいというのが私の考え方でございます。日本の国には3字のところも2字のところもあるわけなんでありますが、やはり2字ということの方が、いろんな面ですんなりと入りやすいのではないかなというように感じております。中井委員のおっしゃいますように、私も職業柄、長年、浜坂町に関係しておったこともございませぬし、浜坂町の観光というようなことについても一緒に頑張らせていただいたこともあるわけでありませぬ。本当に浜坂の産業から生産されるものというのは、すばらしいものをお持ちだということも、十分、私も認識しております。しかし、合併すればそれらが大きな効果として発揮できるわけですが、名称としては中井委員のおっしゃることに対して、ちょっと私の考え方が及ばない部分があるかもわかりませぬが、私としてはそのように考えております。

松元議長 ほかに。

西脇明委員。

西脇委員 温泉町の西脇です。浜坂町も温泉町も以前にそれぞれ大庭村であったり西浜村であったり、合併し、私は、とりわけ温泉町では八田村から温泉町に合併してきた一人でございますが、先ほど浜坂の中井委員の方から、やっぱり町の名称の自慢できる部分というようなことがあったわけですが、この温泉町という名前が本当に全国的に自慢できるなということは、絶えず誇りを持っております。

それから、庁舎が浜坂に行きたから温泉町に名前を譲ったらというような、そういう次元でこの協議を進めることは、私はよろしくないと思っております。物を譲ったから取引のようにして名前を譲ってくれ、こんな話でなしに、名前はやっぱり3日すれば、逆に言えばなれるんじゃないかなという理論も成り立つ。そして、後々その名前が全国的に自負できる名前として生き残る、それが浜坂、温泉それぞれの立場で意見を言えば、両方

に理がある。でも、よくよく突き詰めてみると、町民が果たしてどの辺に位置して物を考えとるのか。2町が合併して片一方の名前をとれば、片一方の町は名前をとられたというような次元で果たして物を考えるのかどうなのか。

そうしたときに、前回は申し上げましたが、浜坂の町民からたくさん温泉町という名前がいいじゃないかという激励の言葉を、実はもらっているわけです。前回、議会で合併調査特別委員会を持ちました。そのときの各議員からも、浜坂の住民とのかなりのコンセンサスの中で温泉町ちゅう名前がいいと思うということで、何もエゴでなしに、自信持って今回の合併協議に、是非、その主張を力説したい、そういうふうに議会からも、それぞれが議員活動の中で浜坂町の住民との接点で、はっきり言ってかなり温泉町という名前に支持していただいているという現実を見ると、その辺をやっぱり、町民意識を大事にしなければいけない。そういうことから、先ほどもありましたように浜坂町では温泉を町内全戸配湯されております。温泉町は、湯区のエリアだけ全戸配湯しておられる。七釜温泉がある。そうして見ると、新しくできる町は温泉だらけであるという意味からも、本当の町の骨格をつくっていく大きな柱になり得る町名であるというふうに私は自信を持つわけでございます。どうか、いつときの感情でなしに、是非、これから先をにらんだときに一考を要する名前だなど。自信を持って浜坂の方々に御理解をお願いしたい、そのように思います。

松元議長 中井登委員、どうぞ。

中井（登）委員 私は、先程、岡田委員さんが、投票した人の気持ちも考えてとかありましたが、今も西脇さんは、浜坂の町民の多数が応援してくれとると。こういう表現の基準は一切排除してください。そうじゃなくして、我々2町がどうやって生きていくかということについて、どれが一番生きる道なんだということを探りましょうよ。だったら私も温泉町から浜坂でいいって言う人いっぱいいますよと言ったら、同じことでしょ、そんなこと言ったって。ですから、そういう尺度で物を言うの、もうやめましょう。もっともって情熱的に、どんな町にしたいか、何だったら飯が食えるかとか、そういうことをはっきりとした方向づけで、どんどんどんどんみんなで議論しましょうな。そこで納得ができるものが出てきたら人間っていうのは落ちますよ。ですからハードランニングをしようと思っと思っています。ソフトランニングをするには何が一番いいかといったら、一体どんな町になったらええんかということ、しっかりと認識さえすれば落ちます、これは。

ただ、今のような話ししておりますと、何だ、だったら、うちも応援団おるでというよ

うな話になってしまいますから、西脇さん、大変申しわけないんですけど、その議論は少しやめてもらいたいなと。それから岡田さんにもそのことはお願いしたいと。改めてみんなで気分よくソフトランニングができる方法だったら、やっぱり町はどっちに向いたらええのかということを引きちと理解をした上で、この協議会は断を下すべきだと、ソフトランニングをすべきだと、こういうふうに思います。

松元議長 ただいまの中井委員の意見もわかります。それぞれの皆さんが自分が受けた思いを、今、言っておられますので、それを制するわけじゃなく、その判断は皆さんでやっていただいて、それぞれの御意見をお聞きしたいとしますので、今、中井委員が言われたことも参考に皆さんが御意見を言っていたら結構と思いますので、了解の上でお願いしたいとします。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員 中井委員の方から、今、御意見がございました。私は、決してそのような投票の数によってどうこうということで、こだわる気持ちで申し上げたものではなくして、やはり参考という中においてということで申し上げただけのことであって、とことんそれにこだわるという意味で申し上げておるもんじゃございません。やはり応募された方々、ここにそれぞれ名称の意味なり理由なりというふうなことで、よき点を列記していただいておりますので、私はそこまで触れずにおったという中で、我が町の今、温泉町というその町名自身がこんだけ愛着を持って、また、こういうふうな気持ちで応募させていただいたと、こういうふうなことが列記されております。先程、中井委員の方からも、何項目か、やはり、よい点の部分をおっしゃっていただきました。私は、その部分を十分に理解をしていただいて、最終的には、今、どちらにいたしましても票の結果ではお互いが、やはり我が町の名前が欲しいということになっておるのは事実であります。

また、こうして傍聴にお越しになっておられる方々、お互いの町民の方々がお聞きになっておられますので、やはり、最後の最後まで、なかなか妥協しにくいという点はあると思いますけれども、やはり、私も中井委員がおっしゃいますように、よき点、どのようなまちづくりに、また、それをPRしていくことによって町民が、それこそ自信と誇りに持てるような町名ということに、やはり、理解をしていただきたいと、こういう意味でありますので、どうぞ、ここの出てます意味なり理由なりを十分熟読していただければ、私は、ここに実にすばらしいことを応募された方々が書いていただいておりますということを訴えたかった意味であります。どうぞよろしく願いいたします。

松元議長 ほかにそれぞれの意見ございましたら、ここで述べていただきたいと思いますが。

田村委員、どうぞ。

田村委員 浜坂町の田村です。私は、何遍も申し上げてきましたけれども、町名の募集の時点でいろいろ、現行名を入れるということに最終的にはなったんですが、個人的な意見として、私は現行名は使わん方がいいと、後で、今の岡田さんがおっしゃるようなことになるということを思いながら、そういうことを申し上げてきました。ですから、いろんな御意見も伺ってそれぞれ町のそれぞれの歴史、いろんなことを申し上げておりますが、全国的に見て現行名を使っておるというのは、かなり、その町の規模そのものが大きい、大小があって、ある場合にはそういう吸収的な合併によって現行名が使われたと、こういうことが多数で、もうほとんどです。ですから、そうことを考えながら現行名というもので使うということになったら、募集の中に入れてしまうということになったら、今日のような事が起こり得るということを私は思ってずっと来ておりました。ですから、この場に出て、いろいろ5町合併から今日になるわけですが、今のようなことをいつまで繰り返したって、私は町名というのは決まらないと思っております。

高所の高いところから、もう一遍、そんな現行名を外してやろうじゃないかと、それとももっと、うちの中井委員がおっしゃるような時点でみんなで判断しようじゃないかと、考えようじゃないかと、こういうことなら確かに道が開かれてくると思いますけれども、今のようなことだったら私はお互いに浜坂の人は浜坂町、温泉町の人は温泉町と、こういうことになると思います。私の方も温泉町の方から、この問題で浜坂町でもいいでっていう人もかなりおられます。ですから、そこはやっぱりよしにさせていただいて、現行名を使うか使わんかというところから入っていかないと、いつも平行線じゃないかと、こういうように思っております。

松元議長 一つ飛び越えた先の話になりましたんで、まず、それぞれ皆さんの御意見をさらに進めたいと思いたすが。

中田委員、ありますか。どうぞ。

中田委員 浜坂の中田です。この名前を応募する時点で新しい名前を、新しい町ができるんだからということで応募をかけているんです。ただし、旧町名は使ってもよろしいということで、こういう結果が生まれたんじゃないかと今判断しています。応募した方々の中にも、やはり、新しいこれからの町ができるんだから、新しい名前を考えてくれてい

た方々もあると思うんです。温泉町、浜坂町、どちらかの名前でということになれば、必ず温泉町は温泉町のひいきをする、浜坂は浜坂のひいきをする、これは出てくる問題です、必ず。譲ってくれといっても、多分、譲れんところが発生するんじゃないだろうかと。

数の論理でいくなら、私は、この2町でもう一度、住民投票をするべきだと思いますよ。そのことをつけ加えておきたいと思います。

松元議長 西村委員、どうぞ。

西村委員 温泉町の西村でございます。済みません、座ったままで。私は、今、住民投票というふうなことをおっしゃいましたけれども、これには反対です。当然のことだと私は思うんですよ。これ最初に、住民投票しようということで投票してくださった方々に、どのようなことで、じゃあ、なぜというふうなことをおわびするんでしょうかね。私は大変失礼なことだというふうに思っております。私は、過ぎ去ったっていいですか、ことは、やっぱり、今、言ってみてもいたし方のないことであって、そして隣町、それからほかの町の合併云々を言ってみたところで、これはもう自分たちの町ではないわけですから、どうしようもないわけでございます。浜坂と温泉が、いかに仲よくしていくかというふうなことを思いますときには、浜坂と温泉で一番結びつくものは何かといたしますと、どなたかの委員さんがおっしゃいましたけれども、温泉であるということを私は思います。浜坂町も大変、温泉が豊富で、あちこちで温泉が出ておりまして、公的な施設もあり、それから浴場もありというふうなことで、たくさんその温泉の活用がなされていると。じゃあ、温泉町も同じくだというふうなことを思いますと、やはり、私は一番結びつくところは温泉しかないというふうなことを思っております。ですので、私は、やはり温泉の名前を、温泉町としたいというふうなことを思います。

松元議長 今、お二方から住民投票ということで出ておりますが、住民アンケートと解釈してよろしいですか。本当の条例に基づく住民投票ですか、中田委員。

中田委員 10対10で平行線を続けた場合、決まらなでしょ。いつまでたっても。

松元議長 だから住民投票ですか、住民アンケートですかという、意味ががらっと違いますんで、そのことだけをちょっと。

中田委員 それで決定をするということなら、投票にならざるを得ないとちゃいますか。。

松元議長 住民投票の意味ですね、じゃあ。(発言する者あり)ちょっと待ってください。

西村委員は、どっちの意味ですか。

西村委員 住民投票というのは.....。

松元議長 住民投票は要らないということですね。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員 やはり、一度確認して進んだことが、また後戻りするような形というのは、私はいかがなもんかというふうに思います。したがって、先ほどから私、申し上げていきますように昨年の12月の17日に応募の要領から、それから選考の方法から、そのようなことってというのは、そして、どういう基準で、どうするんかというふうなことまでは協議しとるわけですから、またそれが、それこそ、今、2つの名前に絞ったそれを住民投票とか住民アンケートとか、そんなような考え方で意見を交わすというふうなことってというのはいかがなもんかと、このように思いますので、私は先程から出ておりますように確かに両町ともお互いの町名が、こうなったら、それこそ愛着心がどういうふうに生まれるかというふうなことに今度は変わってこなきゃ、やはり、うまく話し合いも進まないというふうに思います。つけた名前というのは親しまれ、また愛し愛されというふうな、そういう町名につけていくという努力を、やはりここでしていかなきゃいけないと思います。したがって、そうなれば、やはりお互いが意見は十分出すけれども、最終的には、妥協点を見つけていくという上に立っての意見を出していくと、このような方向で、是非、お願いしたいというふうに思います。

松元議長 小林委員、どうぞ。

小林委員 浜坂町の小林です。私は、名前を決めるということについて当初から一貫して何度も言っておりますけれども、現行町名はやめようというように主張をしてきております。いまだに、投票した結果はそうっておりますけれども、その気持ちは全く変わりません。合併の本来、なぜ合併しなければならないかということ、まず、考えてみると、自発的にそれぞれの町が合併をしようという格好で向かったのではなくて、避けて通れないという判断のもとに合併の道を進もうという具合に、大方の意見がそうであると私は認識しております。すなわち、ということは浜坂町、温泉町それぞれが、単独ではこの先生きていけないという判断のもとに合併の道を歩き始めたというように私は思っているわけです。つまり、それぞれの愛着のある町、愛している町、名前、それを一歩進んで新しい町をつくり、一体感のある町をつかって住民感情を同じものに醸成していこうというのが合併であると。つまり、それぞれの違った町が1つになるわけですから、全く新しい町、だから名前も、当然、新しい町にすることの方が、これから先に一体感をつくりやすいというように信じております。それぞれの町の住民の皆様の意向もあるとは思いますが

れども、この先そういう新しいものをみんなでつくり上げていこうという意識がない限り、なかなか難しいではなかろうかというように思っております。

岡田さんが先程、ここまで来て決まったものをということをおっしゃいますが、行き詰まったら振り返って、もう一度考え直すということも局面に至っては重要なことではなかろうかというように思っておりますので、じっくりと焦らずに議論をしていったらどうかなあというように思います。

松元議長 中井祥三委員、どうぞ。

中井（祥）委員 中井です。浜坂町の中井登委員が、大変、高尚な高い時点での発言を出されました。私どもは、それに沿ったやはり論議をしなければならんと思いますが、私もできていないと思います。

いろんな論議がある訳なんですけど、私も申し上げますと、旧町名を使うということを賛成した者として申し上げたいと思いますのは、今でも投票しますと、浜坂町、温泉町、皆10票ずつに分かれるということは、いかに浜坂町という名称が大事なのか、温泉町という名称が大事なのかということで考えておられるということが原点にあるわけでありまして、私は、これまで培われたこのブランドというものを捨てる必要はないのではなかろうかなと。ただ、おっしゃいますように確かに難しい問題だと思います。浜坂町の方々が温泉町という名称になじめと現時点で言われても、はい、そうですかということには私はならんと思う。ただ、私は、町村合併を経験した者として、また、私どもの地域の名称がなくなった者として感情的に申し上げますならば、私どもは温泉町の照来という地域でございました。八田という地域もありました。温泉町に合併したわけですね。そういう経験がありますから自分の前の名称がなくなって、それがいつまでも引きずられてまちづくりに問題が起きるといようなことは、私はないのではないのかなというように思います。当然、自分たちの町で長年使ってきた名称というのは、子供からお年寄りに至るまで、これはもう間違いなしに愛着のある名称でありますから、どなたのお気持ちも一緒だと思います。ただ、あえて先ほども申し上げましたが、私どもは、今、照来地域の方で農業をやっています。農事組合をつくって将来の農業は、もうこれしか生きる道はないということで、いろんな会議を重ねて進んでおります。しかし、その中で皆が論議の中に出てきますのは、もう地域だけではどうにもならん、だから交流人口をいかにして増やすかということ。いかに外からこの地域に来ていただけるかということ、それを中心に考えないと、農業もうまくいかない。ただ、私は漁業にとっても一緒ではないかなというように思います。

そういう意味から申し上げまして、先程、申し上げましたんでこれ以上は申し上げませんが、もっともっとお互いが理解し合えるところまで積み上げて、何とか打開の道が求められないものかなというように思います。以上です。

松元議長 それぞれ意見が出ておりますので、皆さんで、是非、意見を言っていただけたらと思います。

西垣委員、どうぞ。

西垣委員 大変なところまで踏み込んできたということで、こっから先どうしたらいいかというふうなことを考えますときに、今、現町名でもめておるといことなんですが、お話を聞いておまして……。済みません、浜坂町の西垣です。いつもげすの知恵は後からつくということで、途中で思い出してバックしたりしますが、お許し願いたいと思います。

聞いておりますと、温泉町という名前は確かにすばらしい名前だと思います。僕は、個人的には温泉町というのがあるのもいいのかなというふうな気持ちはしておりますけど、浜坂の大方の住民の人は、温泉町ということについて拒否反応を起こしているんじゃないかというふうに感じております。それで、こういう2町の合併ということで話し合いを進めていくということは基本的な姿勢であって、結果が両町の町名で真っ二つというか、完全に意見が分かれておるといことになると、ベストの名前であっても、よりベターなものを選ぶことが一つの知恵ではないだろうかというふうに思います。

いい町というのは、私は、そこに住んでいる人がすばらしいということがいい町ということであって、名前がよければ町がよくなるという短絡的な考え方はどうかというふうに思います。2町が合併して1つの町をつくるというときに、一方の意見だけを、それだけしか言えないということは、これから先どうなるのかと。町名によって両町の中で対立の構図が生まれる可能性もある。新町にそれを引きずって行って、いつまでたっても温泉だ、浜坂町だというふうな話が出るのは、非常に将来にとって悪い結果になるというふうなことで、ここはひとつ、ベストを捨ててベターで話し合いして、新しい町の名前を考えていこうというふうなことを皆さんにもお願いしたいというふうに思います。以上です。

松元議長 ほかに、まだ、御発言でない方、できたらしていただけたらと思いますが、中井功委員。

中井(功)委員 温泉町の中井です。西垣さんの後で発言しにくいような気もしとるんですけども、実は、新しい町ができるということで、私もここぞとばかりに、いい名前

を考えてやろうと置いていろいろ考えてみたんです。ところが、書いてみてインターネットで調べると似たような町が出てくる。それと、書いている字の中から非常に町のイメージというのが浮かんでくるんです。先程、中井登委員の方が話しておられる中で、ひげっていうのも私も考えてみました。そのときに、私は温泉町がいいと思って、そのいいと思った経過をお話しさせていただきたいと思うんですけれども、温泉というのがたかだか7,000や8,000の人口の町で、温泉町に住んでいますと言ったときに、まず相手の人がイメージするのは温泉って湯の温泉ですか、ただそれだけでいいんですね。人に覚えてもらいやすい、名前をまず覚えてもらえるというのが、まず第一に大事だと思いましたが、その後、例えば温泉というのがわき出る温泉以上の固有名詞であるという、この2字の温泉だということにインパクトがあって、これから例えば1万8,000になって、この町でまちづくりをしていこうというときに、確かにいつか夢千代なりで名がテレビなどに出たこともありましたが、それは実際に温泉町を知っておられる方はごく一部で、ほとんどの方は温泉町っていったらどんな町だろうって言って、まず、関心を持ってくれると。そういう面で見ると、やっぱりインパクトだとか、名は体を表すとも言いますし、これから例えば新しい町になったときに、温泉という名前がイメージするものというのは、やっぱりぬくもりであったりすると思うんです。高齢化も考えても、こんな小さな町で実際に町の中の産業そのものも、正直言って極端に大きな期待はできないというふうに思っております。ただ、その中でも名は体を表すって言いますから、私らの気持ちも、それと町の施策も、そういうイメージで進んでくれたら、そんな思いから漢字の2字の温泉にこだわってまいりました。私も最初に、新しいいい名前をって思ったんですけども、考えられない中に、もしこの温泉というこの2字の名前を捨ててしまうと、二度と使えなくなるんじゃないか。例えばほかの市町村が合併をしたとすれば、その2字の町をとられたときに後で大きな後悔はしないだろうかと、そんなことを思って私は温泉を進めてまいりました。

それで、先ほど出ておりますけど、行き詰まっていると言いながら、本当にこれで行き詰まっているんだろうかなって、まだまだそんな議論を繰り返したことがないんじゃないか。ですから、まだまだ話し合う余地もあるでしょうし、とことん話し合った上で、その後の対応というのを考えていったらいいと思います。それぞれの意見がごもつともだと思えますし、しますけれども、やっぱりこんとん会議というものは議論を尽くした上で方向性が見出せないとしたら、そのときになって考えても遅くはない、そういうように思いま

す。以上です。

松元議長 続いて、田中董委員、どうぞ。

田中(董)委員 私たちが、これは想像はしておったんですけど、本当にまちづくりの、これからの2町のまちづくりをこうしよう、それから、これから2町でいろいろな大きな問題点があります。まだまだ病院問題にしても、いろいろな問題があるにもかかわらず、今、名前で、確かにこういうことは想定されました。確かに浜坂町の皆さんも町民の皆さんの感情というものを持っておられる。温泉町もそうであります。しかし、ここで両町が、これはこのことを幾ら主張しておっても私は接点が見出せない。だから、本当に一つの何らかの方法を講じまして、仮に浜坂町から3名、温泉町から3名の委員の皆さんが協議をして、それをこの本会に諮って皆さんに納得ができるかどうかというようなことも考えなければ、今、ここで何ぼもう堂々めぐりをやっとなんか、いつまでたっても、これ解決しませんよ。それは、もう浜坂は浜坂町、温泉は温泉町で、是非、これは譲れない。皆さんが言うておられるように、そりゃ、浜坂町の歴史もあるでしょう。そして温泉町の歴史もあるでしょう。本当に名前を皆さんが愛着を持っておられる。ですから本当にこれから2町が1つになって、これがふさわしいんだという名前を考えるということの中で、私は今までの意見の中で、やはりこれは今までの名前を御破算にして新規から出ようということには、これは到底、納得がいかない。今までここで協議をして議事を進めて、議事の中でこういう方向でいきましょうということを議長、これ決めとるんでしょ。これを話ができないから、またもとに戻す、またもとに戻す、そんなことしとったら、これ收拾が付きませんよ。だから一つの、一本の筋は、当初、議決がしてありますから、これはこうですと。しかし、最終的にいろいろな手だてをやって、なおかつというときにはそれらもあるかもわかりませんが、私はまだまだそういう域にはなっていないと思いますので、ひとつ今までの議決をした路線は、やはり継承してやるべきだと、そういうように思います。

松元議長 提案もありましたが、皆さんのご意見を続けてお聞きしたいと思います。もしよろしければお願いしたいのですが、いいですか。(発言する者あり)いいですか。ほかにございませんか、特に意見は。ちょっと、意見が出たところではございますが、ここでちょっと、暫時、休憩したいと思います。

〔休 憩〕

松元議長 それでは会議を再開いたします。休憩前には、それぞれの委員さんから貴重

な意見をいただきました。本当にそれぞれの難しい意見を出されたと思います。そうした中で、我々は、今、ここで全てを決するという事は非常に難しいかと思えます。各町の議員さん、1号委員さん、2号委員さんにおいてはそれぞれの立場があって、それぞれの状況をこの場で発言しておられるのが、非常に難しいかと思えます。私としては、各委員さんの中からも出ておりましたが、この中の何人かの委員さんが、調整というか、一つの提案というか、協議をまとめていただくという、一つの案を出していただくような形を一回持っていただいたらと思えます。それにつきましては、3号委員さん方が一度お集まりいただいて、意見をそれぞれ調整していただくという形で、継続審議としてその意見をまた発表していただきながら、この町名の決定を進めていけたらと、そんな思いをしておりますが、いかがなものでございましょうか。議長提案として、これ出したいと思えますが、御意見ございますか。

田村委員、どうぞ。

田村委員 浜坂の田村です。今の議長の提案を了といたしましても、今日は、そのことよりも、まずお開きにして新たな意見を持ち帰ると、こういうふうにしていただいたらと思えますけど、いかがなものでですか。

松元議長 ちょっとお伺いします。持ち帰るということは、今、この案を決めないということですか。次の会にするということですか。よろしいか、それで。

皆さんにお伺いいたします。ただ今、田村委員からの提案ですが、今回、その協議をということじゃなく、次回にということ、今、提案ありましたが、私の提案を次回協議していただいた結果を見て、次回の協議に継続した後で決めさせていただくと。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ただ今の私の提案によりまして継続審議とさせていただきますので、御了解方お願いいたします。

以上で本日の協議は終わりましたが、その他の事項で次に、第7回の協議会の開催についてを事務局より提案をお願いいたします。

阪本事務局長 次第のところに記載をしておりますけども、第7回の協議会につきましては、平成16年4月21日水曜日、1時半から、場所につきましては、浜坂町多目的集会施設の2階ホールを予定しております。協議事項につきましては、そこに2点を掲げておりますけども、1つには、新町建設計画(その5)について……。失礼しました。(その

4)の継続がございますので、(その4)の継続を提案させていただきたいと思います。それからもう1点は、事務組織及び機構の取扱いについてということで提案させていただきます。それと、本日、もう1点継続になりました水道事業の関係のものも次回には提案させていただきます。

それで、今度、4月の幹事会で、もう少しほかの事務事業の調整ができましたら、その分もあわせて提案をさせていただきたいというふうに思います。失礼しました。もう1件、今の新町の名称についても継続でございますので、提案させていただきます。以上でございます。

松元議長 小林委員、どうぞ。

小林委員 新町の名称についてずっと継続をしてきているわけですがけれども、ある意味では、これは重要な部分があると。だから継続を先に協議をするという方向で向かうことはできないでしょうか。継続を最後に持ってくるのではなくて、継続している新町についてのことを先に協議をして、できるだけ早く話がつくというような方向で向かってほしいと思います。

松元議長 議案の上げ方を、日程を先に上げという意味ですね。検討させていただきます、次回より。それでは、日程の初めに繰り上げていきますので、了解を願います。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ないようでございます。

それでは最後に、閉会に当たりましての挨拶を馬場副会長よりお願いいたします。

馬場副会長 それでは閉会のご挨拶を申し上げます。

私ども日本人というのは農耕民族でありますから、現状が変わることを余り好まないというふうに評価をされております。そんな中にありまして、この合併という問題は現状が変わるといふふうに住民の皆さんはお思いだろうと思いますが、現状が変わらないという部分が、やはり、あってもいいのではないかと、そのようにも思ったりいたします。そんな中で、たかが名前、されど名前でございますし、先程、浜坂町の西垣委員さんがおっしゃいましたように、住民の皆さんが新しい町に安心と安全を求めておられる、このことは紛れもない事実だろうというふうに思います。安心・安全という観点からどのような名前がいいのかなというふうなことも、また一つの見方としてあろうかと思っております。

本日は、大変、長時間にわたりまして御協議いただきまして、ありがとうございました。

また東田県民局長、丸上県議におかれましても、長時間、本当にありがとうございました。
これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

松元議長 どうも御苦労さまでございました。これですべてを終了し、本日の閉会といたします。御苦労さんでございました。